

太平洋クロマグロの 資源管理について

平成30年3月27日
水産庁

I . 太平洋クロマグロ小型魚の沿岸漁業における操業自粛について

1. クロマグロの管理の経緯

- 我が国は、平成26年12月のWCPFCにおける国ごとにクロマグロの漁獲枠を設定する決定(※)を踏まえ、平成27年1月から自主的な取組として、**小型魚の漁獲枠は4,007トン、大型魚の漁獲枠は4,882トン**とし、特に小型魚については、沖合漁業は漁法別、沿岸漁業は全国を6ブロックに分けて管理を開始。(現在は原則都道府県別)

※①30kg未満の小型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から半減。

②30kg以上の大型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から増加させない。

- このような中、**第2管理期間(平成28-29年)で小型魚の漁獲枠の超過が発生したため、これまでの試験実施から海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく漁獲可能量(TAC)制度に移行することとなった。**

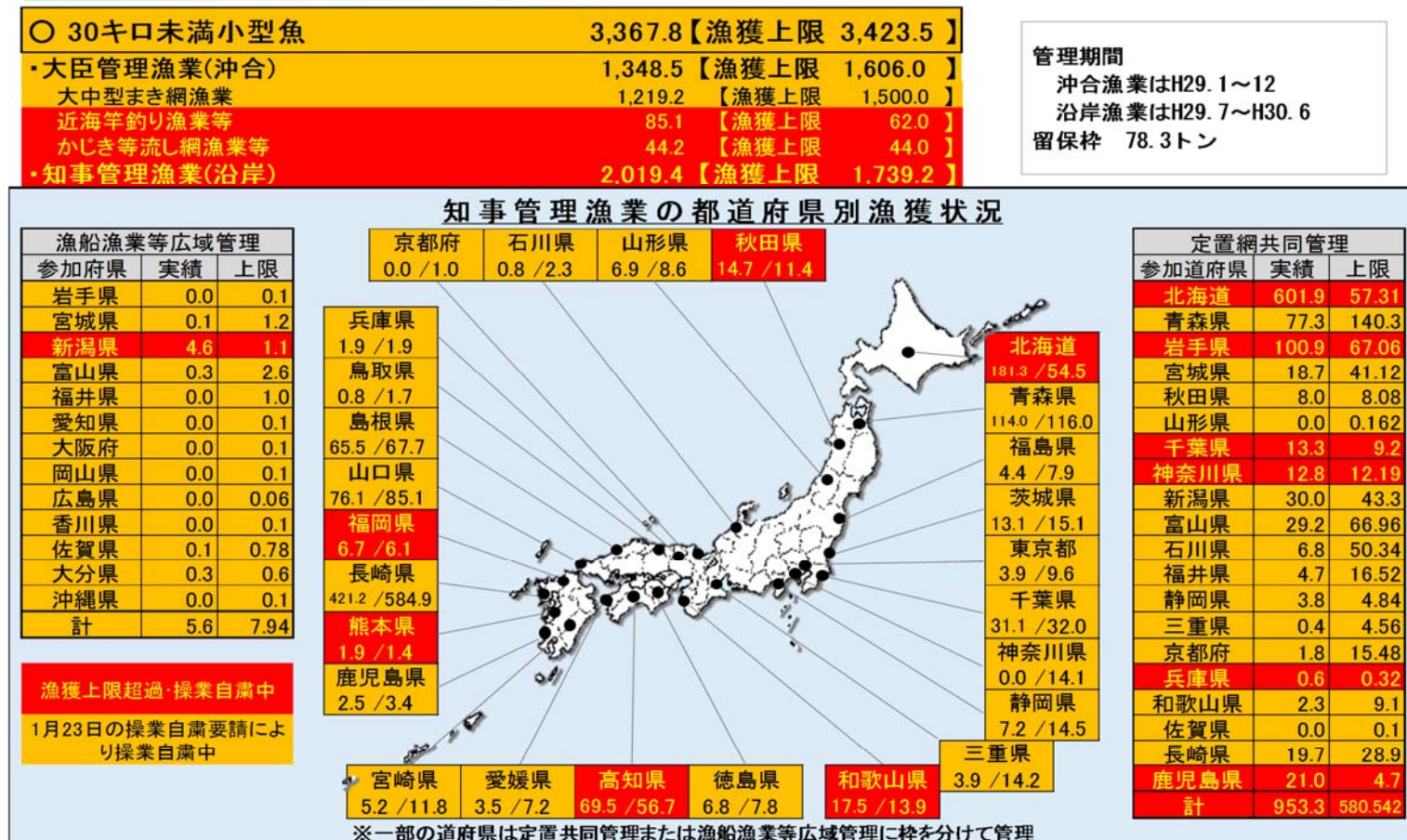
※なお、法令に基づくTAC管理は平成30年の第4管理期間からで、沖合漁業は本年1月、沿岸漁業は本年7月から開始となる。

2. 管理期間ごとの漁獲枠と実績

	H27年(2015年)	H28年(2016年)	H29年(2017年)	H30年(2018年)
	1 6 7 12	1 6 7 12	1 6 7 12	1 6 7 12
沖合漁業	自主管理	自主管理	自主管理	自主管理
沿岸漁業	自主管理	自主管理	自主管理	自主管理
全体計	枠4,916t(実績3,096t)	枠4,007t(4,341t)	枠3,424t(3,368t)	枠3,734t(*2)
まき網	枠2,000t(923t)	枠2,000t(1,938t)	枠1,500t(1,219t)	枠1,500t
近海竿釣り等	枠106t(23.5t)	枠106t(37t)	枠106t(129.3t)	枠82.7t
沿岸漁業	枠2,810t(2,149t) 第1管理期間は18か月分	枠1,901(2,365t)	枠1,739t(2,019t)(*1)	これから

注: ()内の数量は漁獲実績 (*1)沿岸漁業第3管理期間の実績はH30.3現在の数量 (*2)第3管理期間の超過量の差引前の数量

3. 第3管理期間(H29-30年)の漁獲状況【平成30年3月時点】単位:トン

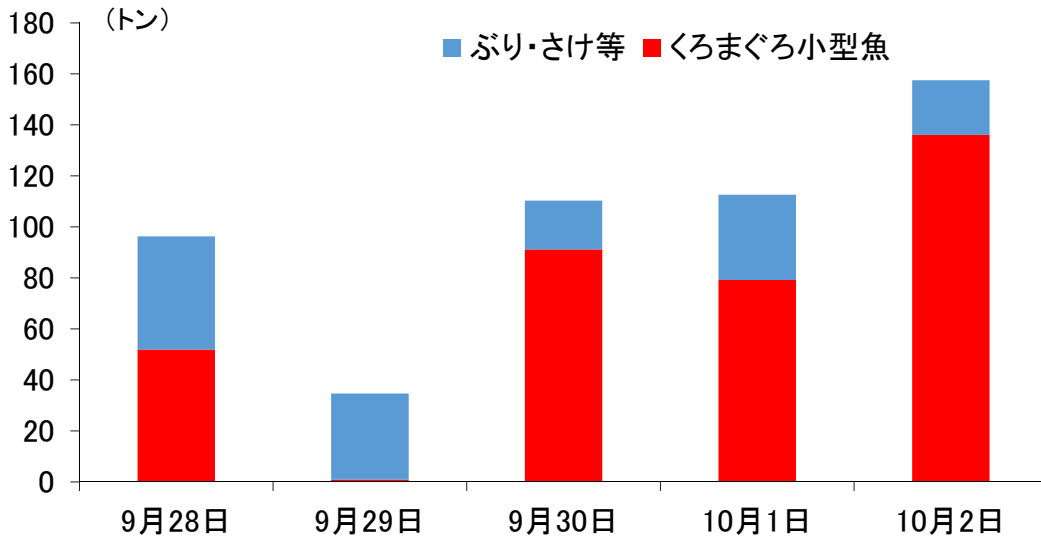


※各県の漁獲上限は第3管理期間当初の数量です。
沿岸漁業には平成30年1月23日付けで操業自粛要請が発出されています。実績が上限を超えていない場合であっても、漁獲は厳に自粛願います。
※現時点での速報値のとりまとめであり、引き続き最新情報に更新されていくことを予め留意してください。
※合計の数値は、四捨五入しているため、個々の数量の合計と一致しない場合があります。

4. 北海道の定置漁業での大量漁獲について

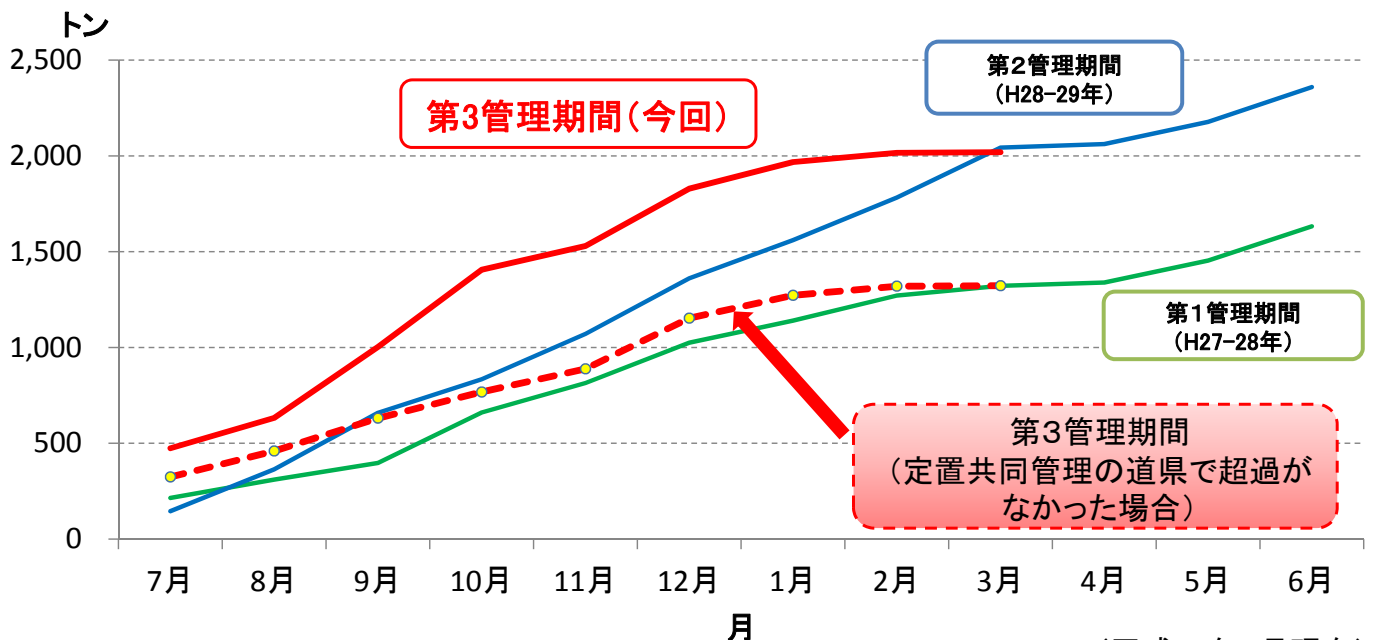
- 第3管理期間開始早々の7月初旬に北海道の定置漁業で道の配分枠を超えて漁獲したため、再放流や休漁等を指導。
- しかしながら、更に、9月28日から10月2日までの5日間に、定置業者4者が約356トンのクロマグロ小型魚を漁獲。
- なお、この時期は、定置漁業はサケ等が盛漁期となるが、この4業者の漁獲物のほとんどはクロマグロ。

9月28日から10月2日までの5日間の漁獲状況(トン)



5. これまでの沿岸漁業の漁獲状況推移

- 今期(3月時点)の沿岸漁業の漁獲状況は、**昨年の同時期とほぼ同量**。
- 仮に定置共同管理に参加する道県で**超過量がなかった**場合、今期の漁獲状況は**超過しなかった第1管理期間並みのペース**。



(平成30年3月現在)

6. くろまぐろの漁獲動向①

- 加入量モニタリング速報によると**2015年以降、3年連続、加入動向は上向き**となっており、引き続き、沿岸への**来遊は増加する可能性**

加入量モニタリング速報

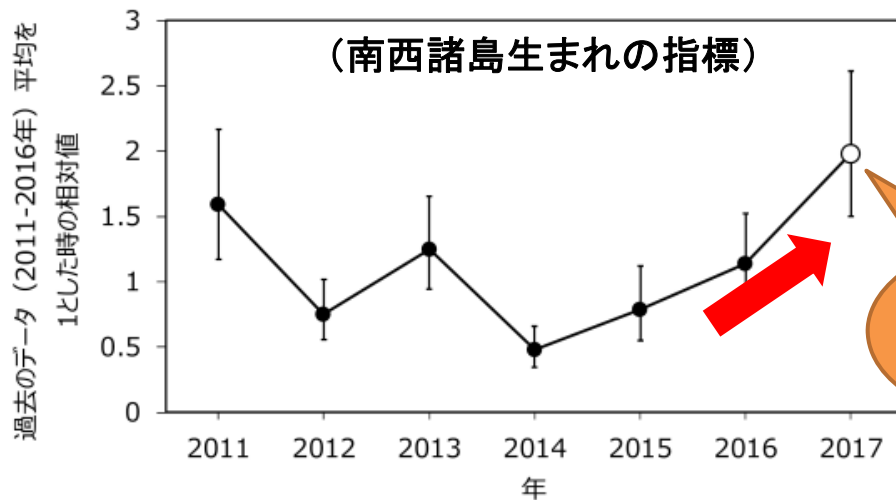


図. 2011~2017年の夏季の曳網モニタリング船CPUEの相対値.
図中の垂線は95%信頼区間.

7. 第3管理期間(H29-30年)の見通し

- このまま第3管理期間の**漁獲枠を残した都道府県が漁獲を継続した場合、本管理期間のWCPFCの国際約束を遵守できなくなるのは必定。**

項目	小型魚 漁獲枠 A	H30.3の 漁獲量 B	A-B = C+D	超過合計 C ^(*1)	残枠合計 D ^(*2)
沖合漁業	1,606.0t	1,348.5t	257.5t	-23.3t	280.8t
沿岸漁業	1,739.2t	2019.4t	-280.2t	-751.0t	470.9t
留保枠	78.3t	-	78.3t	-	78.3t
合計	3,423.5t	3,367.8t	55.6t	-774.3t	830.0t

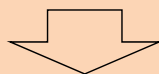
注: 表中の値は小数点以下を四捨五入しているため、個々の数量の合計と一致しない場合があります。

(*1) 都道府県の割当数量を超過した数量の合計 (*2) 都道府県の割当数量のうち、未消化分の合計

(平成30年3月現在)

8. WCPFCにおける漁獲制御ルール

- 昨年のWCPFCでの漁獲制御ルールは、増枠の検討を可能とした。
- 一方で、達成確率が一定の値を下回ると自動的に管理措置が強化される。



我が国の漁獲枠を超過すると、達成確率が下がり**減枠となる可能性**がある。

漁獲制御ルール

「暫定回復目標」の達成確率が、

(ア) **75%を上回った**場合

①「暫定回復目標」の70%以上を維持し、かつ、②「次期回復目標」の60%以上を維持する範囲で、**増枠が検討可能**となる。

(イ) **60%を下回った**場合

60%に戻るよう、**管理措置を自動的に強化**。

※1 我が国は第2管理期間で約333トン超過。仮に今期も超過すると、現在の達成確率61.5%が維持できない事態となる可能性もありうる。

※2 次回資源評価は、本年3月。

9. 第3管理期間(H29-30年)の対応方向

- **日本の漁獲枠を守るため**、第3管理期間は**漁獲を中止**することが必要。
- 本年6月までの第3管理期間は、**漁獲中止による減収に対する支援等**の**今期の漁獲枠を守るための対応**を行う。

～本年6月まで(第3管理期間)

今期の漁獲枠を守るための対応

・沿岸漁業の操業自粛

国際約束の遵守のため小型魚の操業自粛要請

・クロマグロ対策の活用(支援策)

漁業収入安定対策事業によって、減収分の補てんが受けられるほか、「クロマグロ資源管理促進対策」による支援を実施

・理解の醸成

流通業者や消費者に対し幅広く情報発信。
(全国説明会や水産庁ホームページ等)

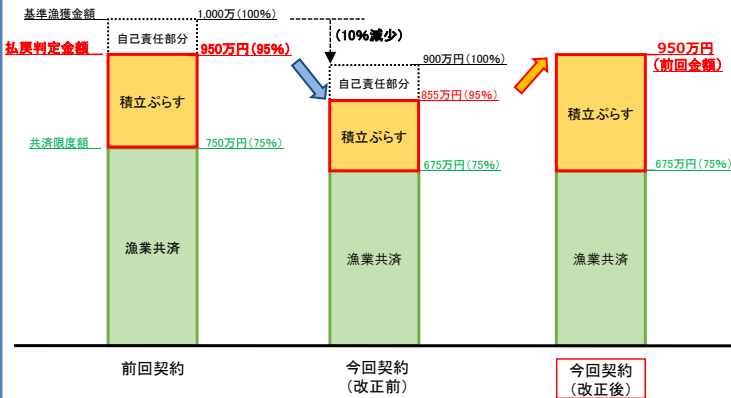
(参考)クロマグロ資源管理促進対策 4.0億円

中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の国際約束に基づくクロマグロの漁獲上限の遵守が課題となっている中、魚種選択性の低い定置網漁業等において、経営への影響を最小化しつつ、安心して資源管理に取り組める環境を整備します。

資源管理による収入減少に対する補てん (収入安定対策の拡充)

クロマグロの数量管理のため、更に強度な資源管理に取り組む沿岸漁業者を対象に、漁業収入安定対策事業(強度資源管理タイプ)における払戻判定金額(=補てん水準:通常は直近5中3で計算)を平成29年の水準(24年~28年の5中3で計算)から下回らないよう措置

【定置網漁業の例】
漁獲金額の減少に伴い、基準漁獲金額が前回契約から10%減少した場合



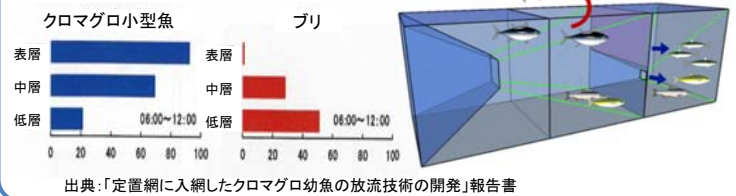
クロマグロ資源管理に必要な取組に対する支援 (平成29年度補正予算)

- ① 定置網漁業の安定的な操業を確保するため、クロマグロの混獲回避の取組(放流作業)を支援(定額) **2.3億円**
- ② 定置網からクロマグロを逃がすため、魚の入り具合を適時把握する魚探、箱網の一部を海面下に沈下させる水中ウインチ等の機器導入を支援(1/2補助) **0.7億円**

クロマグロ資源管理に必要な技術開発等に対する支援 (平成30年度当初予算)

定置網の混獲回避・漁獲を抑制する漁具改良等の技術開発、クロマグロ数量管理に必要な管理マニュアルの作成・指導等を支援(定額) **1.0億円**

【例:遊泳層の違いを利用して逃がす放流技術の開発】



Ⅱ. 第4管理期間(平成30～31年) における対応方向について

第4管理期間(H30-31)での対応方向

- 昨年の北海道での**大量漁獲**のような事態が**二度と繰り返されないよう万全の対策**が必要。
- このため、本年7月からの**沿岸漁業の第4管理期間は、資源管理法(※)に基づく数量管理**を開始し、より厳格な管理を実施。
- また、我が国の**漁獲枠を守る**ためには、引き続き、**管理の徹底**が必要であり、そのためには、「**獲り得**」や「**正直者が馬鹿を見る**」ことがないよう、**不公平感を無くす**ことが必要。

(※)資源管理法:海洋生物資源の保存及び管理に関する法律

同様の事態を繰り返さないための対応

・第4管理期間での改善策

本年7月以降は、沿岸漁業で罰則を伴う資源管理法に基づく数量管理を開始。より厳格な管理を実施するための方策について更に検討



1. TAC管理の厳格化

- ・ 昨年12月に公表した**資源管理法に基づく国の基本計画**で、都道府県には、
 - ① 都道府県での**留保設定**、
 - ② 漁獲時のよりきめ細かな**緊急報告**、を求めるとともに、**月別の細分化した漁獲計画の作成等を、各都道府県の管理計画の中で進め、よりきめ細かい管理を行う。**

2. 獲り控えた分の上乗せ措置について

- **獲り控えた都府県の漁獲枠の残枠分は、第4管理期間の当該都府県の漁獲枠に、国から上乗せ配分する。**

※ この際、第4管理期間のみで一括上乗せできない場合は、複数年での分割上乗せする。

- **上乗せ配分原資は、超過道府県における超過量の翌管理期間からの差引き量を活用。**

3. 第3管理期間超過量の差引きについて

○ 第2管理期間超過量の差引き

第2管理期間超過量の差引きは、**超過で差し引くこと自体が初でもあり、超過量を全量、当該都道府県の漁獲枠から差し引かず、差引量は当該都道府県の当初枠の2割までとし、残りは複数年での分割返済とした。**

○ 課題

上記の2割差引きや分割返済を認めたことで、漁業者によっては、**超過しても2割差引きなので、少しなら超過した方が得**といった、**誤解が生じている**との意見もあった。

○ 第3管理期間超過量の差引き

第3管理期間超過量は、第4管理期間から一括で差し引くことで対応する。ただし、一括差引きで全量差し引けない場合に限り、分割差引きとする。

4. その他

○ **一括差引きにより、第4管理期間漁獲枠が0トン**となる都道府県がある。

○ この場合、**超過した結果、漁獲枠が0トン**なのだから、**当然、クロマグロを狙った漁獲は中止**だが、**クロマグロ以外の魚を狙った操業や定置漁業での真にやむを得ない混獲**は起こり得る。

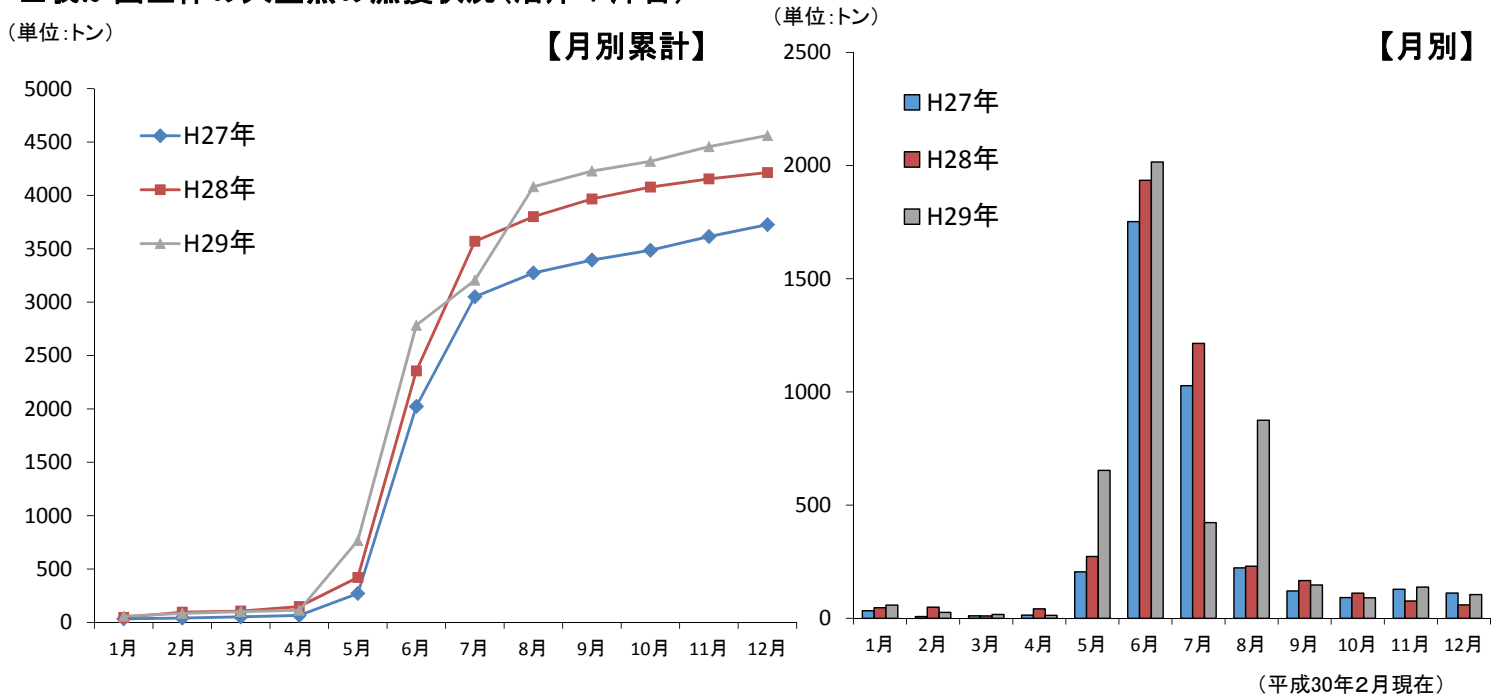
○ このため、**混獲の管理は必須**であり、**必要最小限の混獲枠、数トン**を配分する。

Ⅲ. 太平洋クロマグロ大型魚の管理の方向性について

1. 大型魚の漁獲状況について

- 30キログラム以上の大型魚の漁獲量は、毎年、増加の傾向。
 - また、小型魚は半減の管理を開始した2015年生まれが、今年(2018年)に3歳魚となり、大型魚に成長。
- ➡ 管理体制の整備が必要。

■我が国全体の大型魚の漁獲状況(沿岸+沖合)



2-1. 大型魚の配分について①

- 大型魚は、国際合意により、2002年から2004年までの平均漁獲量から増加させないよう管理(我が国漁獲枠:4,882トン)。※超過量は翌年の漁獲枠から差し引く
- 我が国漁獲枠4,882トンを最近年(2015年と2016年)の漁獲量に応じて按分。その上で、不確実な漁獲量の増大に備え、国全体としての管理目標を確実に達成するとともに、より早期の資源回復のために大型魚漁獲枠の1割程度を留保。
- しかしながら、この計算で配分すると、大中型まき網は現状の自主規制枠(3,098トン(2002~2004年の平均漁獲量))を大幅に上回る。
このため、現状を踏まえ、3,098トンを基本とする。

※ ただし、大型魚への振替分250トンを3,098トンに加え3,348トンとなる

※ なお、大中型まき網は、小型魚管理で500トン削減し、250トンを大型魚に振替え、250トンを水産庁に預けていることから、これらは大型魚の留保の計算から除外する。

- 今後、大型魚の漁獲が増加していくことが予想されることから、WCPFCで決められた漁獲枠を遵守できるよう、適切な管理を行っていきたい。

2-2. 大型魚の配分について②

漁法	WCPFC年 (2002-2004年) で按分	最近年 (2015-2016年) で按分 ^{(*)4}	留保前 漁獲枠	留保	留保後 漁獲枠
大臣管理(沖合)漁業	3,850トン	3,578トン	3,283トン	728トン ^{(*)3}	2,980トン
うち、大中型まき網漁業 ^{(*)2}	3,098トン	3,393トン	3,098トン		2,813トン ^{(*)1}
知事管理(沿岸)漁業	1,032トン	1,304トン	1,304トン		1,174トン
合計	4,882トン	4,882トン	4,587トン		4,154トン

(*)1 大中型まき網漁業の留保後漁獲枠2,813トンに加えて、小型魚から大型魚への振替分250トンがある。

(*)2 大中型まき網漁業の留保の計算には、水産庁に預けた小型魚の留保(250トン)を差し引く。【(3,098-250トン)×1割】

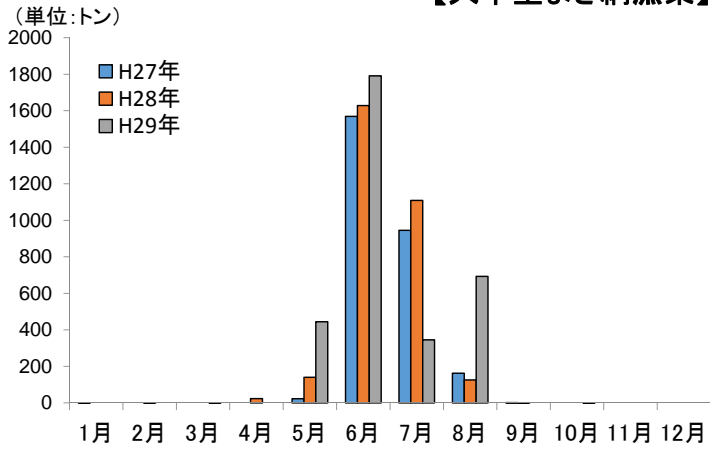
(*)3 留保には、漁獲枠の調整分(4,882-4,587=295トン)が含まれる。

(*)4 漁業種別の漁獲実績(2015-2016年)の平均値の割合を4,882tで按分

3. 大型魚/小型魚別の沿岸と沖合の月別漁獲状況について

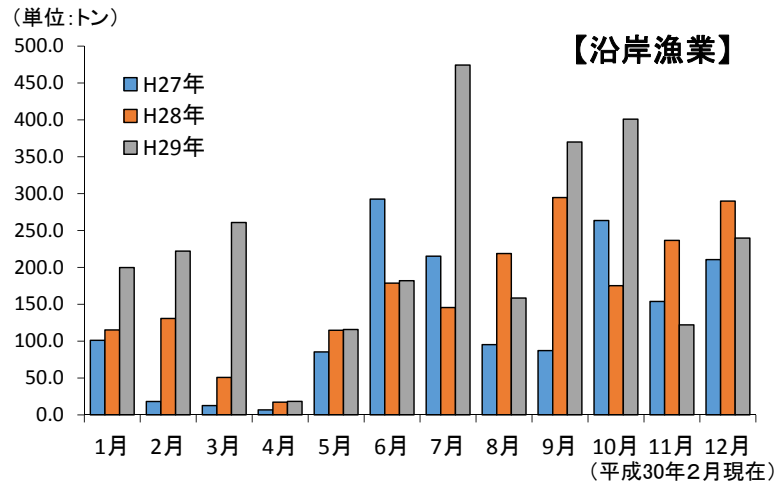
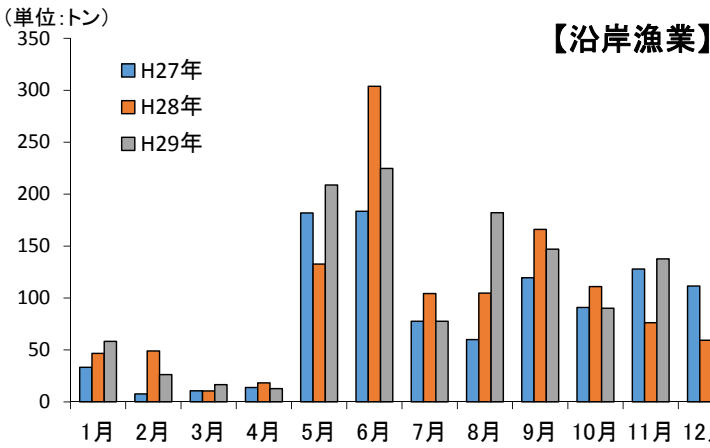
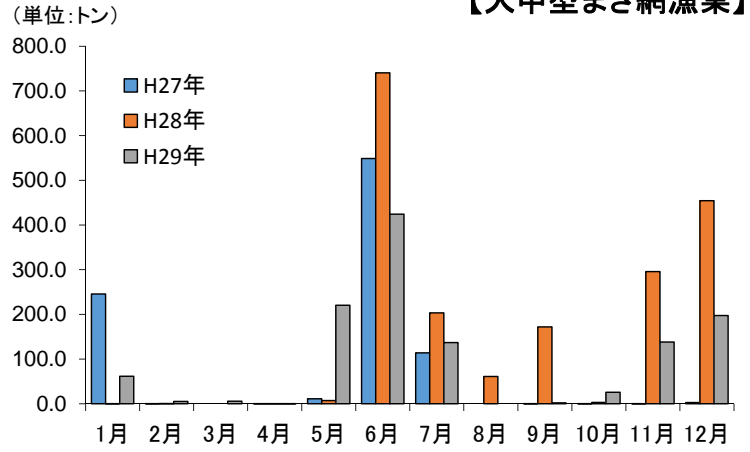
大型魚

【大中型まき網漁業】



小型魚

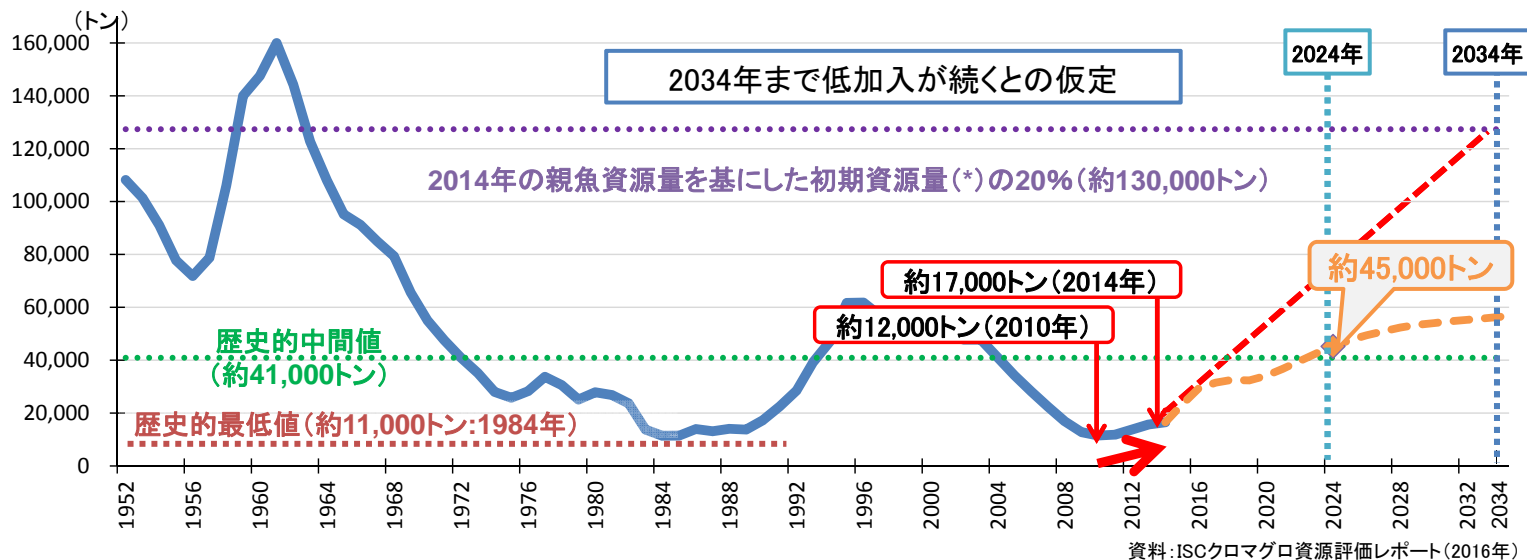
【大中型まき網漁業】



(参考資料)

太平洋クロマグロの親魚資源量の回復予測

- WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)の暫定回復目標は、「親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させること。
- 今後、低加入が続いたとしても、現在の措置(小型魚半減等)を継続すれば暫定回復目標は達成可能(62%)。



(*)初期資源量:資源評価上の仮定を用いて、漁業が無い場合に資源が理論上どこまで増えるかを推定した数字。かつてそれだけの資源があったということの意味するものではない。

0歳魚の加入(発生)状況

- 加入量は大きく変動
- 2014年の加入量は極めて低水準(ただし、将来予測には折込み済)。直近5年間の平均も、歴史的平均以下。
- 2016年の水準は2015年を上回る可能性大。
- さらに、2017年の水準はモニタリング調査を開始した2011年以降の平均より高い水準。

太平洋クロマグロ加入量モニタリング速報

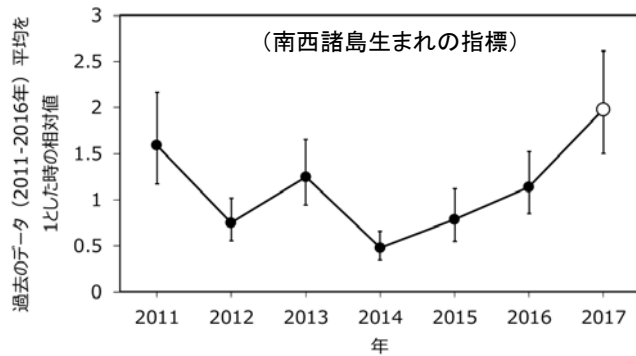
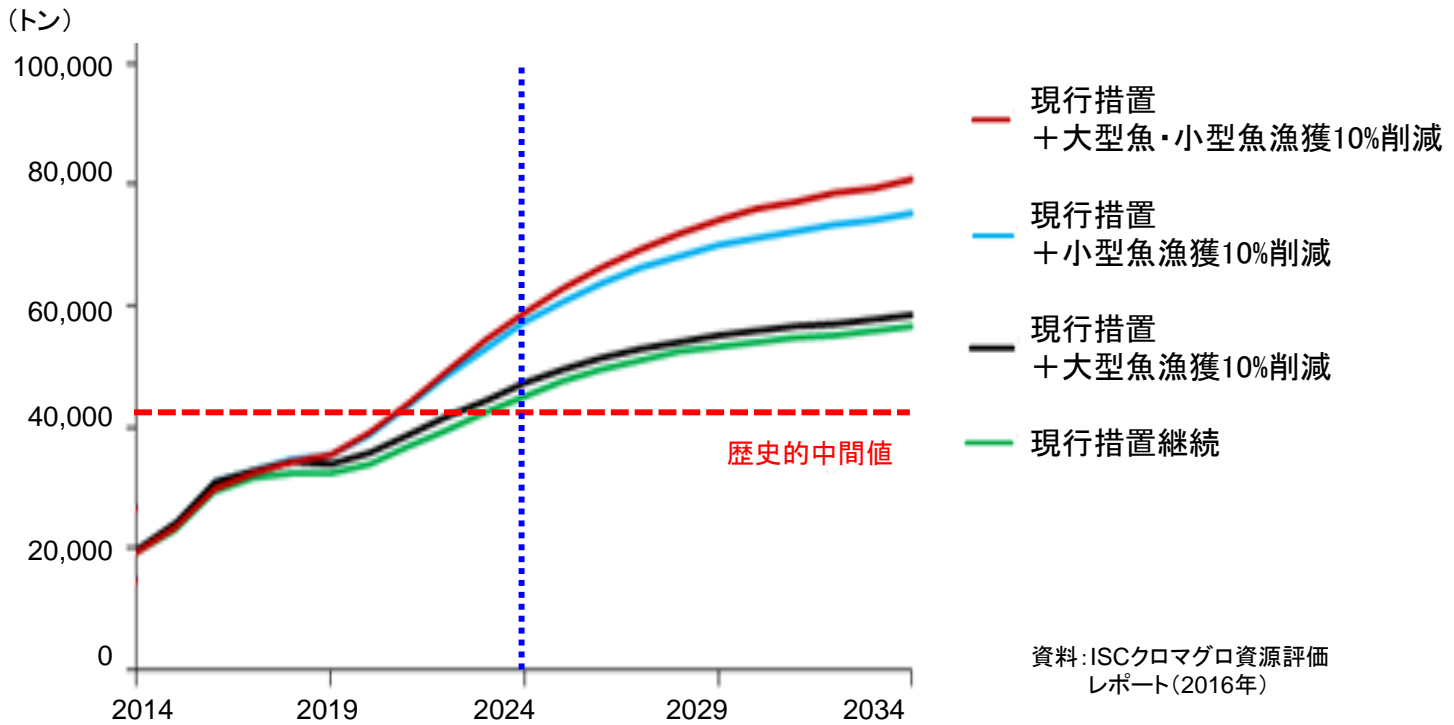


図. 2011~2017年の夏季の曳網モニタリング船CPUEの相対値。図中の垂線は95%信頼区間。



・小型魚削減と大型魚削減の効果の比較（低加入を想定した場合）

	現行措置継続	現行措置 +小型魚漁獲10%削減	現行措置 +大型魚漁獲10%削減	現行措置 +大型魚・小型魚漁獲10%削減
歴史的中間値 回復確率	61.5%	85.3%	67.2%	86.2%



・くろまぐろの漁獲動向

- 沿岸漁業は主な漁獲対象が0-2歳の小型魚
 - 2017年生まれの水準は直近2年よりも高い可能性があり、2018年は少なくとも1-2歳魚の来遊が第2～第3管理期間を大きく上回ることが想定される。
- 大量に来遊した場合の対応は今期以上に重要。

加入状況からみた年齢別資源の傾向

年	加入状況	09年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	(西暦) (和暦)
		21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	
2009年生 H21年	904万尾	0歳	1歳	2歳	3歳								
2010年生 H22年	1,579万尾		0歳	1歳	2歳	3歳							
2011年生 H23年	1,348万尾			0歳	1歳	2歳	3歳						
2012年生 H24年	611万尾				0歳	1歳	2歳	3歳					
2013年生 H25年	1,127万尾					0歳	1歳	2歳	3歳				
2014年生 H26年	368万尾						0歳	1歳	2歳	3歳			
2015年生 H27年	2014年を上回る							0歳	1歳	2歳	3歳		
2016年生 H28年	2015年を上回る								0歳	1歳	2歳	3歳	
2017年生 H29年	比較的高い水準※の可能性									0歳	1歳	2歳	

*高い水準: モニタリングを開始した2011年以降の中では比較的高い水準の可能性

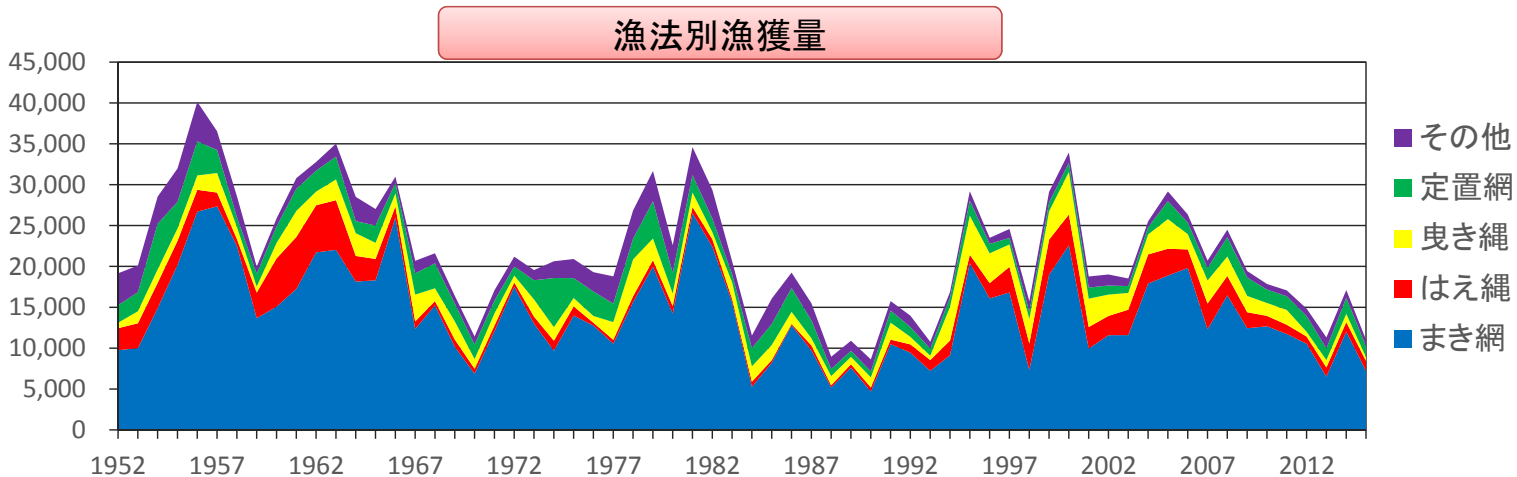
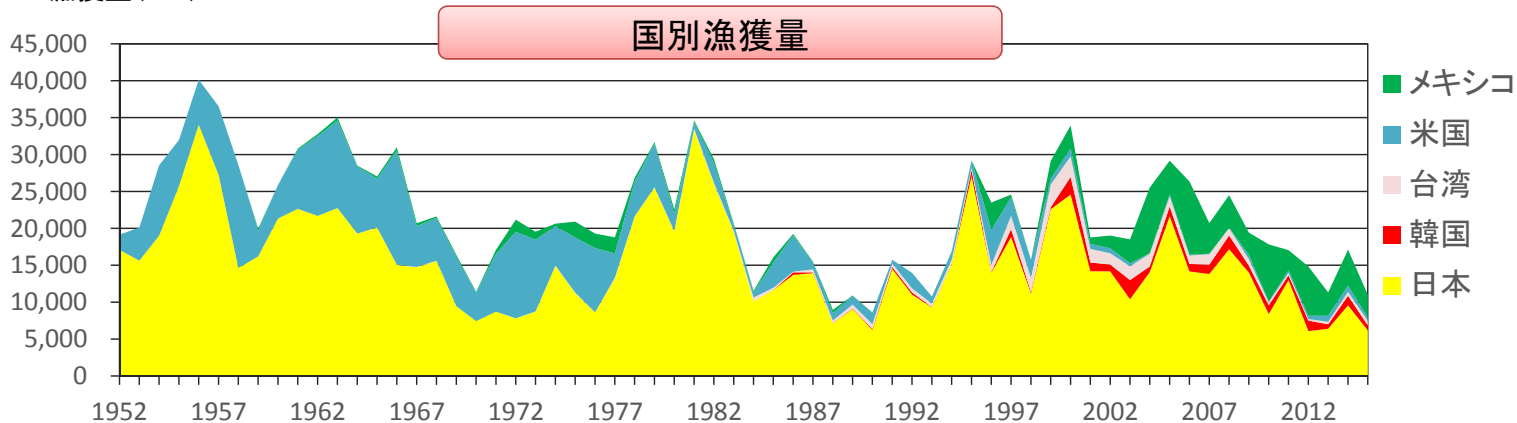
まき網5,000トン管理

まき網4,250トン管理

半減管理開始

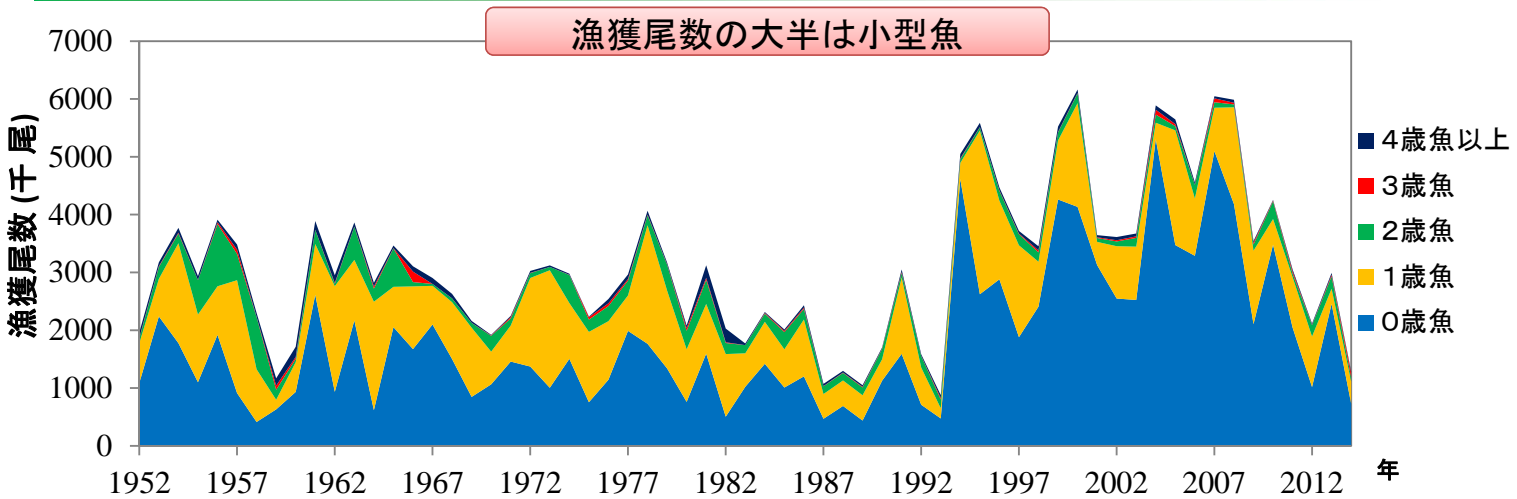
・太平洋クロマグロの国別・漁法別漁獲状況

漁獲量(トン)



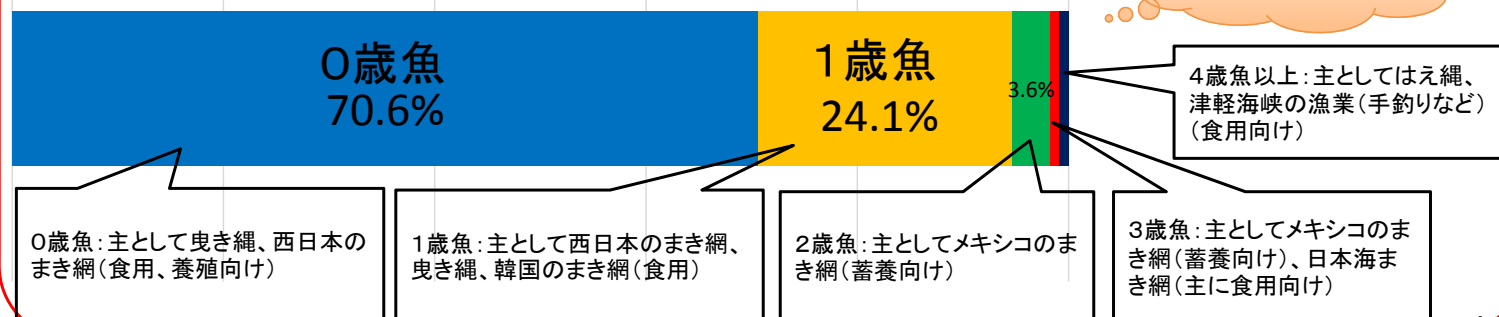
資料:ISC16レポート(2016年※2015年は暫定値)

・太平洋クロマグロの年齢別漁獲状況

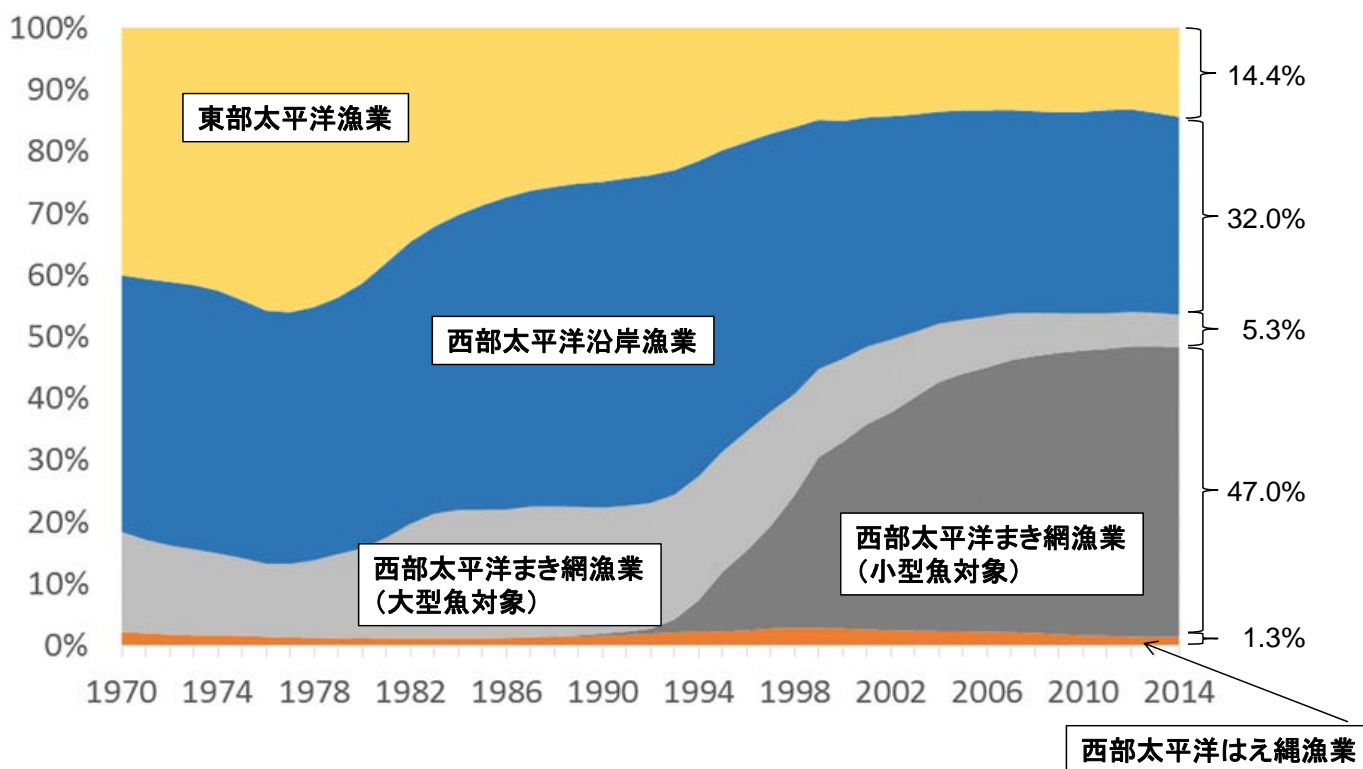


資料:ISCクロマグロ資源評価レポート(2016年)

太平洋クロマグロ年齢別漁獲尾数割合(2005-2014年の平均)



・各漁業が親魚量に与えるインパクト



資料:ISCクロマグロ資源評価レポート(2016年)

・国際委員会における決定事項

(1) 中西部太平洋:WCPFC

- ① 親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定回復目標とする。
- ② 30kg未満の小型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から半減。(我が国は4,007トン)
- ③ 30kg以上の大型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から増加させない。(我が国は4,882トン)

(2) 東部太平洋:IATTC

- ① 親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定回復目標とする。
- ② 商業漁業については、2017年及び2018年の年間漁獲上限は3,300トン为原则とし、2年間の合計が6,600トンを超えないように管理。
- ③ 漁獲のうち、30kg未満の小型魚の漁獲の比率を50%以下とするよう努力。

・太平洋クロマグロの国別漁獲状況

年	日本		韓国		台湾		メキシコ		米国		その他		合計		総計
	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	
1994	6,165	9,021	50			559	51	14	822	232		3	7,088	9,829	16,917
1995	20,740	6,350	821			337	10	1	918	46		2	22,489	6,736	29,225
1996	9,480	4,527	102			956	3,482	218	4,470	279		4	17,534	5,984	23,518
1997	13,610	5,242	1,054			1,814	287	81	1,984	546		15	16,935	7,698	24,633
1998	7,049	4,142	188			1,910	1	0	1,923	542		23	9,161	6,617	15,778
1999	10,624	12,004	256			3,089	2,239	165	722	87		26	13,841	15,371	29,212
2000	15,445	9,132	2,401			2,782	2,902	216	1,024	72		29	21,772	12,231	34,003
2001	10,251	3,960	1,186			1,843	767	97	606	89		57	12,810	6,046	18,856
2002	9,309	4,877	932			1,527	1,366	344	555	162		61	12,162	6,971	19,133
2003	7,951	2,455	2,601			1,884	2,635	619	343	92		53	13,530	5,103	18,633
2004	6,785	7,314	773			1,717	6,375	2,519	40	20		78	13,973	11,648	25,621
2005	14,796	6,872	1,318			1,370	3,778	765	237	51		33	20,129	9,091	29,220
2006	9,828	4,350	1,012			1,150	8,791	1,136	89	9		26	19,720	6,671	26,391
2007	8,519	5,309	1,281			1,411	3,227	920	45	13		17	13,072	7,670	20,742
2008	11,885	5,304	1,743	123		981	3,706	701	75	19		17	17,409	7,144	24,553
2009	9,704	4,324	901	34		888	2,709	310	525	66		19	13,839	5,642	19,481
2010	5,941	2,459	1,128	68		409	5,731	2,015	95	28		10	12,895	4,990	17,885
2011	9,105	3,899	670	1		316	1,866	865	414	205		29	12,055	5,315	17,370
2012	4,101	1,999	1,406	16		213	5,280	1,388	516	144		14	11,303	3,774	15,077
2013	3,299	3,120	581	24		335	3,154		820			24			11,357
2014	6,089	3,488	1,199	112		483	4,862		844			12			17,089
2015	2,490	3,870	676	1		618	3,082		480			16			11,234
2016	3,944	4,368	559	469		480	2,706		653						13,179
02-04年の平均	8,015	4,882	1,435			1,709	3,459	1,161	313	91		64	13,222	7,907	21,129
02-04年の85% (▲15%)	6,813		1,220				2,940		266				11,238		
02-04年の50% (▲50%)	4,007		718				1,729		156				6,611		

※韓国及び台湾の2002年～2012年のデータは、ISCへの提出データ。韓国及び台湾の2001年以前のデータ、並びに～2012年の日本、メキシコ、米国及びその他については、国際水産資源研究所による推定値。2013年～2016年の日本、韓国、及び台湾のデータは、WCPFCへの提出データ、米国、メキシコのデータはISC報告データ。
※データの取得元が異なること、また推定値等を含むため、合計や総計の値は、他の集計と異なる場合があります。

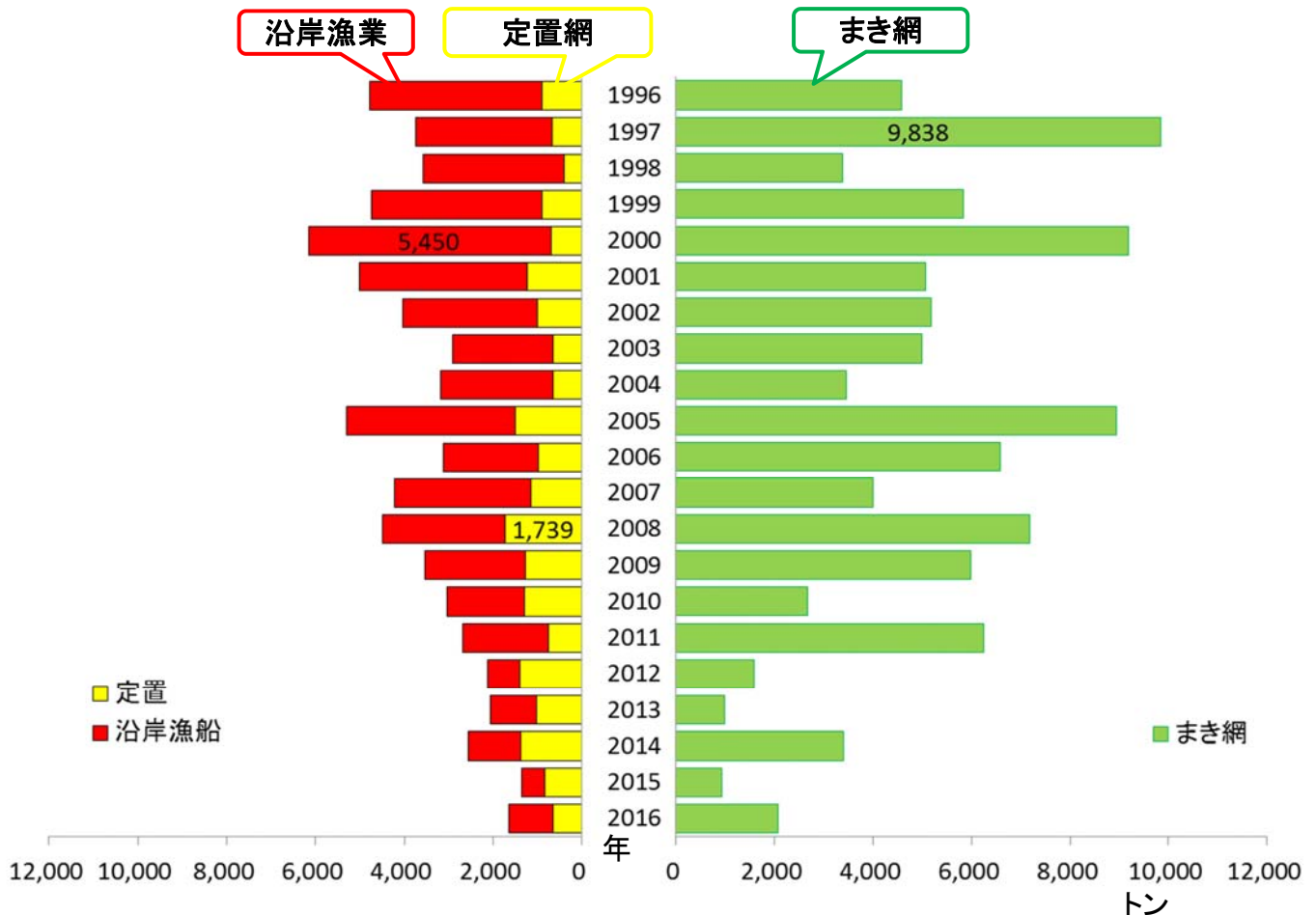
・我が国の大型魚・小型魚(30kg未満)別漁獲状況

年	大型魚を漁獲するまき網		小型魚を漁獲するまき網		まき網全体		はえ縄(遠洋・近海)				はえ縄全体		曳き縄		竿釣り		定置網		その他		漁業種類合計		総計			
	太平洋		日本海		小型魚	大型魚	赤道以北		赤道以南		はえ縄(沿岸)		小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚		小型魚	大型魚	
	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚			小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚														
	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚				
1994	126	6,525	694	786	912	7,219		238	20	968	1,226	4,111		162	637	522	344	54	6,165	9,021			15,186			
1995	36	4,801	496	13,575	13,611	5,298		107	10	571	688	4,778		270	1,594	266	487	99	20,740	6,350			27,091			
1996	2,489	2,601	450	2,104	4,593	3,051		123	9	778	909	3,640		94	898	251	255	315	9,480	4,527			14,008			
1997	2,823	2,606	708	7,015	9,838	3,314		142	12	1,158	1,312	2,740		34	666	138	333	478	13,610	5,242			18,852			
1998	719	1,670	326	2,676	3,395	1,995		169	10	1,086	1,266	2,876		85	403	471	291	409	7,049	4,142			11,191			
1999	1,293	9,747	579	4,554	5,847	10,326		127	17	1,030	1,174	3,440		35	902	195	399	309	10,624	12,004			22,628			
2000	900	6,546	747	8,293	9,193	7,293		121	7	832	959	5,217		102	701	424	233	456	15,445	9,132			24,577			
2001	586	2,313	239	4,481	5,068	2,552		63	6	728	797	3,466		180	1,241	125	297	486	10,251	3,960			14,212			
2002	193	3,131	599	4,981	5,174	3,729		47	5	794	846	2,607		99	1,008	92	422	210	9,309	4,877			14,186			
2003	183	203	571	4,812	4,995	774		85	12	1,152	1,249	2,060		44	648	191	205	241	7,951	2,455			10,407			
2004	143	2,692	2,100	3,323	3,465	4,792		231	9	1,616	1,855	2,445		132	660	235	82	432	6,785	7,314			14,099			
2005	155	185	3,694	8,783	8,938	3,879		107	14	1,818	1,939	3,633		549	1,509	673	167	381	14,796	6,872			21,668			
2006	1,352	280	2,012	5,236	6,588	2,292		63	11	1,058	1,131	1,860		108	991	430	280	498	9,828	4,350			14,178			
2007	124	718	2,123	3,875	3,998	2,841		83	8	72	1,607	2,823		236	1,142	361	249	408	8,519	5,309			13,828			
2008	1	0	3,028	7,192	7,193	3,028		19	8	131	1,240	2,377		64	1,739	619	380	390	11,885	5,304			17,188			
2009	33	795	1,299	5,950	5,983	2,094		8	7	138	935	2,003		50	1,274	962	257	319	9,704	4,324			14,029			
2010	49	21	1,052	2,620	2,669	1,073		5	6	160	724	1,583		83	1,289	314	157	337	5,941	2,459			8,401			
2011	16	305	114	1,792	6,243	2,097		9	11	108	720	1,820		63	763	888	108	175	9,105	3,899			13,004			
2012	3	198	170	671	1,592	869		6	8	266	401	266	415	570	1,393	539	167	176	4,101	1,999			6,100			
2013	0	279	226	1,502	990	1,782		7	7	235	543	235	557	904	1,020	395	142	387	3,299	3,120			6,419			
2014	0	47	203	2,000	3,409	2,047	0	10	0	4	122	550	122	565	1,023	5	0	1,375	532	155	344	6,089	3,488	9,577		
2015	102	837	9	1,810	66	931	2,714	0	12	0	4	188	418	189	433	394	19	7	0	843	424	127	280	2,490	3,870	6,360
2016	32	1,255	209	1,772	2,069	3,027	0	12	0	4	181	461	182	476	756	23	45	0	654	573	238	269	3,944	4,368	8,312	
02-04年の平均	173	2,009	1,090	4,372	4,545	3,098		121	9	1,187	1,317	2,371		92	772	173	236	294	8,015	4,882					12,897	

※国際水産資源研究所による推定値

・漁法別の小型魚漁獲状況

(参考)



・資源管理法に基づく国の基本計画の概要(平成29年12月公表)

- 第4管理期間の漁獲可能量は、平成29年12月公表の基本計画で、大中型まき網漁業等は配分済み、各都道府県の配分はこれからとなっている。

【基本計画より抜粋】

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
くろまぐろ	第4管理期間	8,889トン
小型魚	第4管理期間	3,733.7トン
大型魚	第4管理期間	5,132トン

第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類(注)	数量
小型魚	大中型まき網漁業	1,500トン
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	38.9トン
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	43.8トン
大型魚	大中型まき網漁業	3,063.2トン
	近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	167トン

※1: 小型魚の漁獲可能量は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量の50パーセント(8,015トン→4,007トン)から、大型魚に振替(250トン)をした漁獲量(3,757トン)とする。なお、小型魚の漁獲可能量のうち250トン留保とする。

※2: 大型魚の漁獲可能量は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量に、小型魚から振替(250トン)をした漁獲量(5,132トン)とする。なお、不確実な漁獲量の拡大に備え、国全体としての管理目標を確実に達成するとともに、より早期の資源回復のため、大型魚の割当ての際に漁獲可能量の1割程度を留保する。

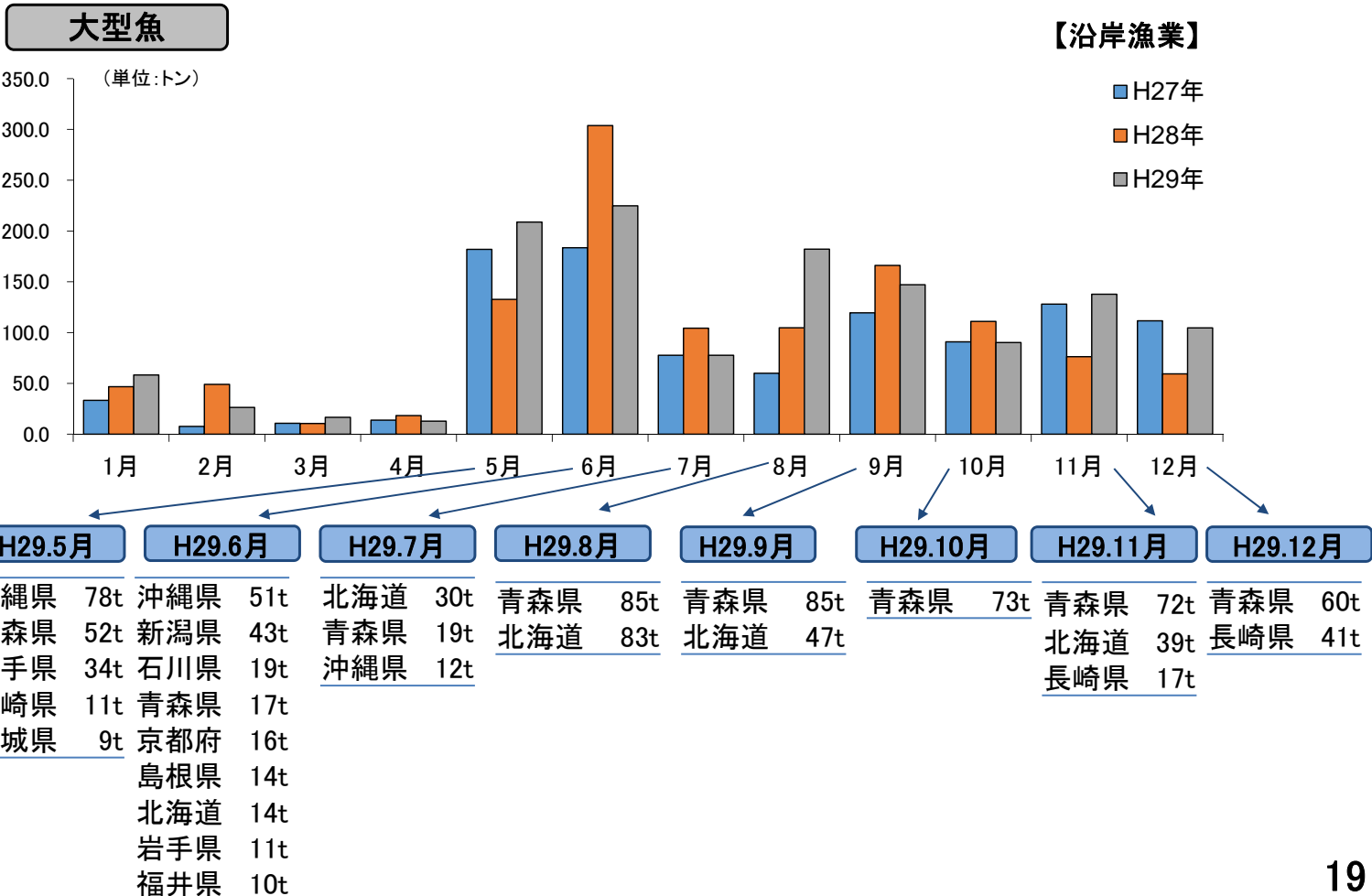
・大型魚の都道府県別漁獲状況について

【県別・年別(平成30年2月現在)】

(単位:トン)

	H27年	H28年	H29年	左記平均		H27年	H28年	H29年	左記平均
北海道	127.4	316.1	220.5	221.3	兵庫県	0.0	2.4	2.4	1.6
青森県	440.6	424.0	469.6	444.7	和歌山県	10.7	6.3	4.5	7.2
岩手県	39.9	6.9	54.5	33.8	鳥取県	0.0	0.7	0.1	0.3
宮城県	10.1	13.2	18.3	13.9	島根県	12.4	16.6	24.6	17.9
秋田県	15.4	30.8	18.6	21.6	岡山県	0.0	0.0	0.0	0.0
山形県	5.0	3.8	1.3	3.4	広島県	0.0	0.0	0.0	0.0
福島県	0.0	0.0	0.0	0.0	山口県	2.5	7.5	6.0	5.3
茨城県	0.1	0.1	0.3	0.2	徳島県	3.4	2.7	1.4	2.5
千葉県	10.8	16.6	20.6	16.0	香川県	0.0	0.0	0.0	0.0
東京都	5.5	1.7	5.2	4.1	愛媛県	0.0	0.0	0.0	0.0
神奈川県	0.6	1.3	0.9	0.9	高知県	5.1	3.3	10.8	6.4
新潟県	96.5	53.2	53.7	67.8	福岡県	0.7	2.3	1.6	1.5
富山県	4.4	2.2	9.0	5.2	佐賀県	0.0	0.0	0.0	0.0
石川県	39.9	15.1	22.4	25.8	長崎県	60.6	118.0	150.6	109.7
福井県	13.6	3.3	13.8	10.3	熊本県	0.4	0.5	0.7	0.5
静岡県	3.0	5.7	5.7	4.8	大分県	1.5	0.9	0.4	0.9
愛知県	0.0	0.0	0.0	0.0	宮崎県	6.7	1.2	9.0	5.7
三重県	30.5	10.5	6.6	15.9	鹿児島県	2.5	1.4	1.5	1.8
京都府	8.6	16.6	21.8	15.7	沖縄県	59.9	98.0	149.3	102.4
大阪府	0.0	0.0	0.0	0.0	合計県	1018.5	1182.7	1305.9	1169.0

・大型魚の沿岸漁業の都道府県別の月別の漁獲状況について



太平洋クロマグロ小型魚の漁獲に係る全ての沿岸漁業者に対する操業自粛要請の発出について

水産庁は、平成30年1月現在、第3管理期間（*）における我が国の総漁獲量が3,201トンと漁獲枠の3,424トンを超すおそれが著しく大きいため、本日、全ての沿岸漁業者に対して、太平洋クロマグロの30キログラム未満の小型魚の漁獲に係る操業自粛要請を発出しました。

（*）第3管理期間については、沿岸漁業は平成29年7月から平成30年6月まで、沖合漁業は平成29年1月から12月までです。

1. 背景

我が国は太平洋クロマグロの資源回復を図るため、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での国際約束に基づき、平成22年より管理強化に取り組んできたところです。平成27年1月からは30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）について2002年から2004年までの年平均漁獲実績から半減、30キログラム以上の大型魚について2002年から2004年の年平均漁獲実績を超えないように管理する措置を実施しています。

このような中、沖合漁業は、昨年12月でこれまでの自主管理期間が終わり、本年1月から資源管理法（*）に基づく数量管理を実施しています。また、沿岸漁業は、本年6月までが自主管理期間で、資源管理法に基づく管理は本年7月から開始します。（下図参照）



なお、この資源管理を適切に実施していくため、水産庁では、各都道府県及び関係団体から報告された漁獲状況についてとりまとめ、以下のホームページに最新情報を掲載し、公表しています。

くろまぐろの部屋 太平洋クロマグロの漁獲状況について

http://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro_gyogyo/gyokakujoukyou.html

（*）資源管理法：海洋生物資源の保存及び管理に関する法律

2. 概要

1. 漁獲の状況

自主管理期間中の第3管理期間における沿岸漁業については、一部都道府県での大幅な漁獲超過等に対応し、漁獲枠を超過した当該都道府県にはその時点で操業自粛を指示しています。また、漁獲枠を残す都道府県は、枠の遵守と目玉的措置による漁獲抑制等を要請してきましたが、年末年始の漁により漁獲が積み上がり、沖合漁業を含めた我が国の総漁獲量は3,201トンと、漁獲枠3,424トン（*）の93%を消化しています。

（参考）

沖合漁業は漁獲枠1,606トンに対して、漁獲量は1,348トンで自主管理期間が終了しました。

沿岸漁業は今年6月まで管理期間が残っていますが、現時点で漁獲枠1,739トンに対し、漁獲量は1,853トンと超過する状況です。

漁獲枠を超過していない都道府県が、その残枠（約634トン）をこのまま消化した場合、昨年に引き続き全体の漁獲枠を大幅に超過し、WCPFCでの国際約束を果たすことができない状況です。

(*) 全国の漁獲枠は、「くろまぐろ型TACに関する基本計画（試行、平成29年8月30日一部改正）」で設定。

2. 対応方向

資源量が過去最低水準付近にあるクロマグロの資源回復を図ることは我が国の責務であり、以下の対応を行うこととします。

(1) 沿岸漁業の操業自粛

国際約束の遵守のために、前述のとおり、小型クロマグロ操業の自粛を要請します。

(2) クロマグロ対策の活用（支援策）

今回の操業自粛要請により漁業者の収入が減少した場合、漁業収入安定対策事業によって、減収分の補てんが受けられることから、引き続き、加入促進を行います。

(3) 理解の醸成

流通業者や消費者に対し幅広く情報発信し、クロマグロ管理への理解を図るため、全国説明会を開催するとともに、水産庁ホームページ等で情報を発信します。

(4) 来期に向けた改善策の検討

本年7月以降は、沿岸漁業で罰則を伴う資源管理法に基づく数量管理が開始されるため、より厳格な管理を実施するための方策について更に検討します。

3. 資源管理の内容

太平洋クロマグロについては、以下の内容で資源管理を行っています。

1. 管理目標（当面の目標）

親魚資源量を10年以内（2024年まで）に少なくとも60パーセントの確率で歴史的中間値まで回復

2. 我が国の第3管理期間の漁獲枠

(1) 小型魚の年間漁獲枠

3,423.5トン（2002年から2004年までの我が国の年平均漁獲実績の50パーセント（4,007トン）から、第2管理期間の超過量（333.5トン）を差引くとともに、大型魚に振替（250トン）をした漁獲量）

内訳は以下のとおり。

- (ア) 沿岸漁業（曳き縄、定置網等） 1,739.2トン、水産庁の留保枠78.3トン
- (イ) 大中型まき網漁業 1,500トン
- (ウ) 近海竿釣り漁業等 62トン
- (エ) かじき等流し網漁業等 44トン

(2) 大型魚の年間漁獲枠

5,132トン（2002年から2004年までの我が国の年平均漁獲実績（4,882トン）に、小型魚から振替（250トン）をした漁獲量）

3. 管理手法

- (1) 大中型まき網漁業、近海竿釣り漁業等とかじき等流し網漁業は漁業種類ごとに管理。
- (2) 沿岸漁業は都道府県別に漁獲枠を配分。ただし漁獲枠が極めて小さい等の場合は漁船漁業等の広域管理により管理し、定置漁業は共同管理により管理。

4. その他

<添付資料>

太平洋クロマグロに係る第3管理期間の資源管理の実施について(PDF：384KB)

くろまぐろ型TACに関する基本計画（試行、平成29年8月31日一部改正）(PDF：324KB)

第3管理期間の漁獲状況について（速報値）【H30年1月時点】(PDF：175KB)

くろまぐろ小型魚の漁獲に係る操業自粛の要請について(PDF：134KB)

クロマグロ資源管理促進対策(PDF：504KB)

29 水管第 2687 号
平成 30 年 1 月 23 日

各都道府県水産主務部長 殿

水産庁資源管理部長

くろまぐろ小型魚の漁獲に係る操業自粛の要請について

日頃から、くろまぐろの管理に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
さて、第3管理期間(*1)の30キログラム未満のくろまぐろ小型魚の漁獲量は3,201トン(平成30年1月19日現在)となっており、漁獲枠3,424トン(*2)の93%に達しています。この状況は、一部都道府県における大幅な漁獲超過によるものであり、漁獲枠を残した都道府県が多く残る中ではありますが、これらの都道府県がこのまま漁獲を継続した場合、本管理期間のWCPFCの国際約束を遵守できないこととなります。

このため、漁獲枠を残している都道府県の漁業者には大変申し訳ございませんが、本年6月まで第3管理期間中の全ての沿岸漁業者に対し、くろまぐろ小型魚の漁獲に係る操業自粛を下記のとおり要請します。

つきましては、貴管下の関係漁業者及び関係漁業団体等に対し、本要請の速やかな周知徹底と指導を行っていただくとともに、流通加工業者、消費者、遊漁船業者等関係者への理解と協力を求めていますよう、よろしく願います。

また、今回の操業自粛要請により漁業者の収入が減少した場合、漁業収入安定対策事業によって減収の補填が受けられることも周知徹底してください。

なお、同事業に現在加入していない漁業者についても加入は可能(*3)ですので、この機会に少しでも多くの漁業者の加入が図られ、補償対象となるよう特段の御指導をお願いします。

*1：第3管理期間は、沖合漁業は平成29年1月から12月まで、沿岸漁業は平成29年7月から平成30年6月まで。

*2：全国の漁獲枠は、「くろまぐろ型TACに関する基本計画（試行、平成29年8月30日一部改正）」で設定。

*3：加入に当たっては、資源管理計画の作成と漁業共済への実質加入が必要。

記

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 1. 漁獲状況 | 3,200.7トン（全国の漁獲枠3,423.5トン） |
| 2. 通知日 | 平成30年1月23日 |
| 3. 要請内容 | 30キログラム未満のくろまぐろ小型魚の漁獲に係る操業を自粛すること |

(参考)

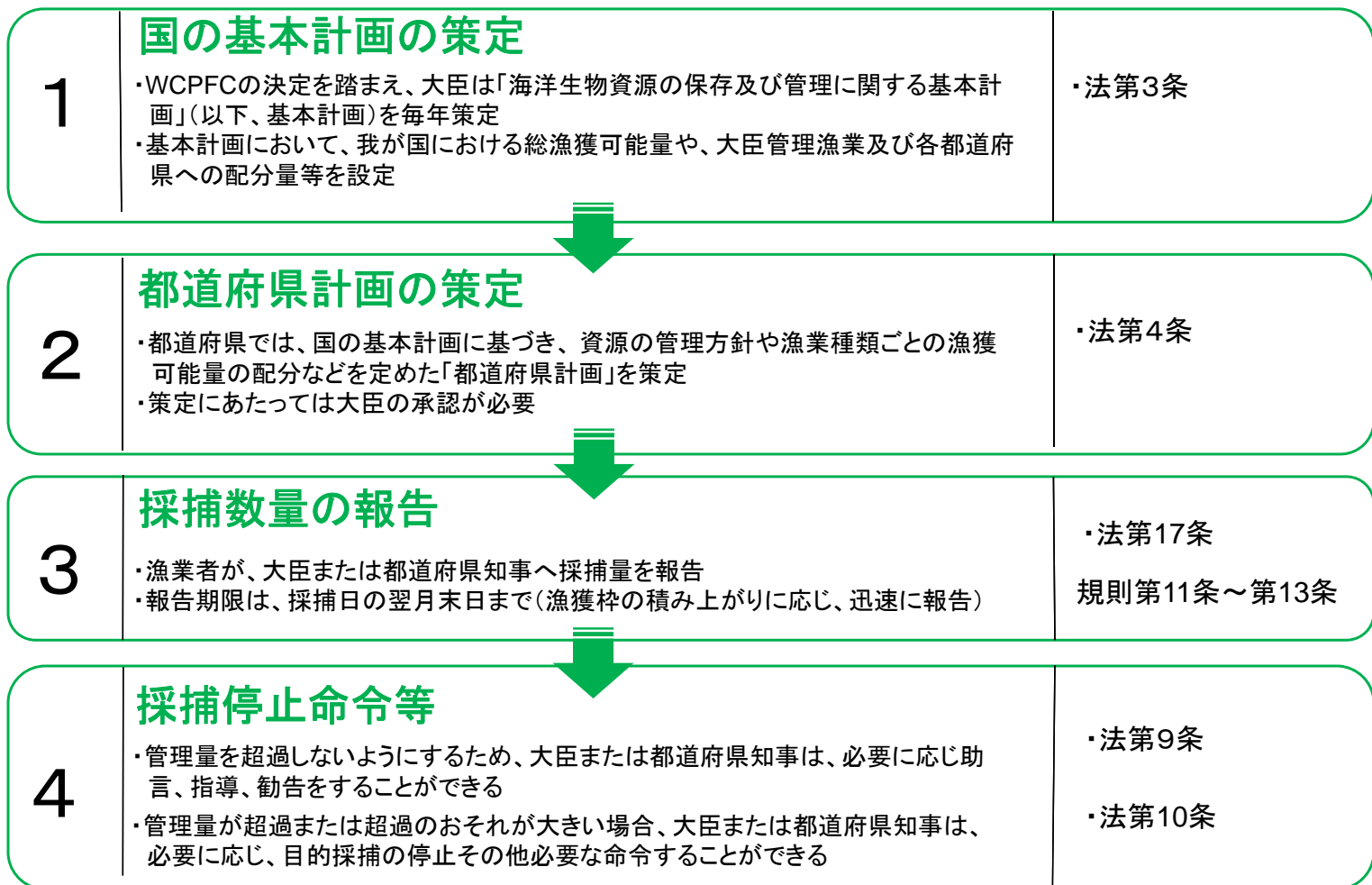
【第3管理期間の小型魚漁獲状況（平成30年1月現在）速報値】

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 1. 沖合漁業 | 1,348.1トン(枠：1,606.0トン) |
| 2. 沿岸漁業 | 1,852.6トン(枠：1,739.2トン) |
| ①定置漁業共同管理ブロック | 917.7トン(枠：580.5トン) |
| ②漁船漁業広域管理ブロック | 5.5トン(枠：7.9トン) |
| ③都道府県別管理(上記ブロック以外) | 929.4トン(枠：1150.8トン) ※1 |
| 3. 1+2の合計(総漁獲枠) | 3,200.7トン(枠：3,423.5トン) ※2 |


※1 都道府県別管理の漁獲枠は、都道府県枠の合計

※2 総漁獲枠には留保78.3トンを含む

・くろまぐろTAC制度の仕組み（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律）



・資源管理法に基づく、くろまぐろの数量管理導入について

1. 国際合意に基づく自主的管理	WCPFCにおける国際決議に基づき、自主的な数量管理を導入 (第1管理期間の開始) 【平成27年1月以降】
2. 法律に基づく管理への移行	第2管理期間における漁獲量超過を踏まえ、資源管理法施行令(政令)を一部改正し、「くろまぐろ」を追加【平成29年4月21日】
3. 沖合漁業の管理	国の基本計画に基づき、沖合漁業については漁業種類ごとの数量割当 【平成29年12月28日】
4. 沿岸漁業の管理	①国の基本計画により、都道府県ごとに数量割当 ②基本計画に基づく都道府県計画により、具体的な措置を規定 【平成30年6月末まで】
5. くろまぐろ型TACの開始時期	沖合漁業(大臣管理漁業):平成30年1月から 沿岸漁業(知事管理漁業):平成30年7月から
6. 指定の効果	①採捕数量の報告義務  【違反(虚偽や未報告)の場合】30万円以下の罰金 ②漁獲枠を超過するおそれが著しく大きい場合、採捕停止命令 【違反の場合】3年以下の懲役又は200万円以下の罰金

* 資源管理法: 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律

・大中小型まき網漁業によるクロマグロ漁獲の特徴

操業海区	管 理		
		年間漁獲上限	第2管理期間漁獲実績
東シナ海 日本海 太平洋	小型魚	第2管理期間 2,000トン → 第3管理期間 1,500トン	1,937トン
	大型魚	3,098トン → 3,348トン	3,027トン

・漁獲実績の迅速な把握と、実績の積み上がりに応じた漁獲管理
 ・日本海では大型魚1,800トンを上限とし8月の操業を自粛

操業海区	種別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
東シナ海	遠まき	小型魚					養殖用種苗					小型魚	
日本海	山まき						大型魚						
太平洋	北まき						大型魚						

遠まき：日本遠洋旋網漁業協同組合所属船、山まき：山陰旋網漁業協同組合所属船、北まき：北部太平洋まき網漁業協同組合連合会所属船

・大中小型まき網漁業の取組み状況

大中小型まき網漁業

【小型魚(30kg未満)】

- ・大中小型まき網全体で年間の総漁獲量が次の数量を超えないよう管理。

2011～2013年：5,000トン(05-09年比約22%削減)

2014年：4,250トン(05-09年比約34%削減)

2015～2016年：2,000トン(05-09年比約69%削減)

2017年：1,500トン(05-09年比約77%削減)

【大型魚(30kg以上)】

- ・大中小型まき網全体で、年間の総漁獲量が次の数量を超えないよう管理。

2015～2016年：3,098トン、2017年：3,348トン

- ・日本海大中小型まき網業界の自主規制として、日本海の総漁獲量が1,800トンを超えないよう管理。(8月の操業は自粛)

※ 日本海における漁獲実績：

1,796トン(2011年)、702トン(2012年)、1,560トン(2013年)、1,918トン(2014年)、1,788トン(2015年)、1,693トン(2016年)、1,691トン(2017年)

・広調委の承認制について(沿岸くろまぐろ漁業)

これまで 自由漁業(曳き縄漁業等)に**届出制**を導入
漁獲実績報告の義務化
 (平成23年4月から順次実施)

沿岸くろまぐろ漁業の実態把握
 (漁獲量、漁法、水揚げ場所、操業海域、トン数階層等)

日本海・九州西広域漁業調整委員会

太平洋広域漁業調整委員会

平成26年4月1日以降

広域漁業調整委員会の海域区分

瀬戸内海広域漁業調整委員会

沿岸くろまぐろ漁業の管理体制の強化

- 届出制から**承認制**へ移行
- 広域漁業調整委員会の指示に基づき**隻数制限**を導入
- 平成27年1月 更新1回目
- 平成29年1月 更新2回目
- 平成30年7月 更新3回目

県名	届出	H27.1	H29.1	県名	届出	H27.1	H29.1	県名	届出	H27.1	H29.1	
北海道	131	969	863	石川県	741	1,027	993	山口県	699	1,816	1,651	
青森県	443	2,068	1,939	福井県	386	304	282	徳島県	250	492	476	
岩手県	0	119	99	静岡県	528	1,025	1,014	香川県	0	0	0	
宮城県	7	33	31	愛知県	1	1	1	愛媛県	62	90	90	
秋田県	83	175	174	三重県	1,057	1,077	991	高知県	1,171	2,949	2,715	
山形県	91	150	150	京都府	269	264	264	福岡県	597	668	556	
福島県	124	719	714	大阪府	0	11	11	佐賀県	37	46	45	
茨城県	324	367	347	兵庫県	232	253	251	長崎県	1,917	2,503	2,503	
千葉県	464	580	545	和歌山県	1,151	1,897	1,739	熊本県	54	134	114	
東京都	533	526	514	鳥取県	592	651	581	大分県	58	146	139	
神奈川県	126	323	297	島根県	101	1,054	1,002	宮崎県	530	669	568	
新潟県	68	186	164	岡山県	0	0	0	鹿児島県	260	519	467	
富山県	54	270	262	広島県	0	1	1	沖縄県	3	4	4	
									合計	13,144	24,086	22,557

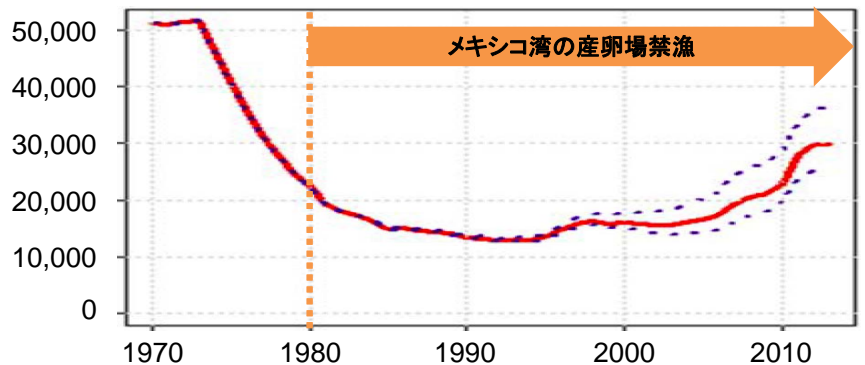
注: 黄色マーカーは承認数が1,000以上の都道府県
 ※H29.1は、現在、最終取りまとめ中
 ※対象漁業、提出書類及び漁獲実績報告書は基本的に届出制と同様【法的根拠: 漁業法(広域漁業調整委員会指示)】

・大西洋くろまぐろにおける産卵魚漁獲について

1. 西資源

1982年に産卵場のメキシコ湾を禁漁にしたが資源はあまり回復せず

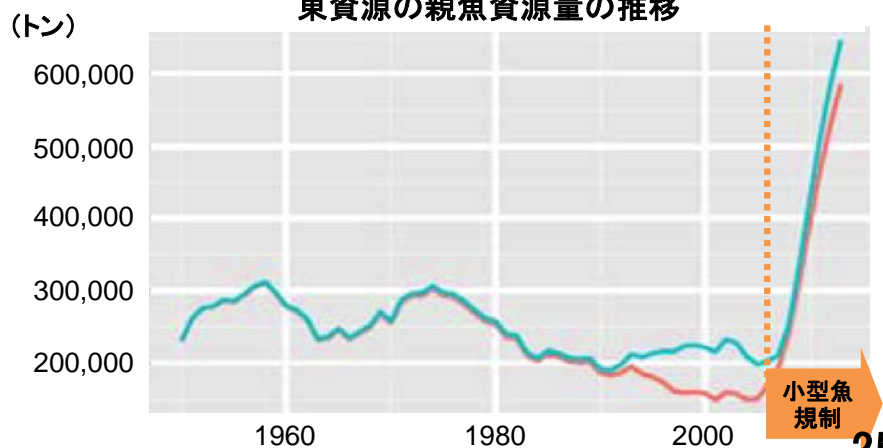
西資源の親魚資源量の推移



2. 東資源

漁獲の6割が地中海における産卵魚だが、2006年から小型魚規制、2009年からTAC大幅削減を行ったことにより資源は急速に回復

東資源の親魚資源量の推移



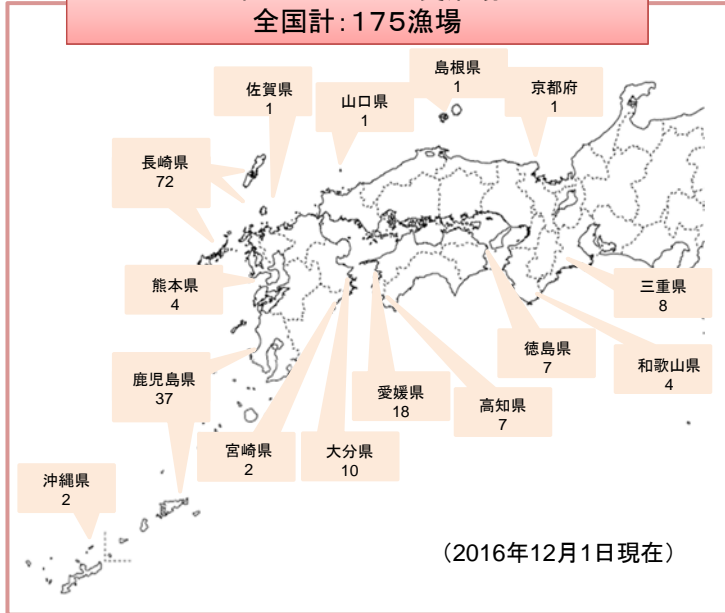
・養殖業の管理

クロマグロ養殖の実績報告の義務化

- クロマグロ養殖業者に対して、国が養殖実績（養殖施設の設置状況、種苗の入手先、活込み状況、移送状況及び出荷状況）の報告を義務付け

暦年毎にとりまとめ、2011年分から公表（毎年3月）

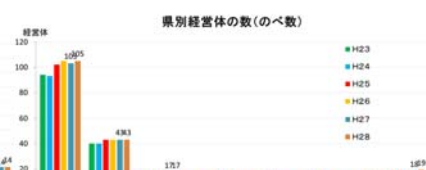
全国のクロマグロ養殖場 全国計：175漁場



経営体の数 全国計：95経営体



県別経営体の数(のべ数) 全国計：105経営体



注1: 個人にあっては住所、法人にあっては本社の住所により計上
注2: その他は、徳島県、高知県、熊本県、東京都、島根県、山口県、佐賀県、沖縄県

注1: 府県内にクロマグロ養殖場を有する経営体数を計上
注2: 1養殖業者が複数の府県で養殖を行っている場合はそれぞれの府県で重複して計上
注3: その他は、三重県、徳島県、熊本県、宮崎県、沖縄県、京都府、島根県、山口県、佐賀県

クロマグロ養殖の管理強化に関する大臣指示

2012年10月26日以降、

2012年10月26日発出

- ① 各県の1年当たりの天然種苗の活込尾数が2011年から増加するような**養殖漁場の新たな設定を行わない**こと。
- ② 生け簀の規模拡大により各県の1年当たりの天然種苗の活込尾数が2011年より増加することのないよう、**漁業権に生け簀の台数等に係る制限・条件を付ける**こと。

* 人工種苗向けの漁場は、上記指示の適用外

・クロマグロ養殖の現状

○種苗活込み数

全国計：1,027千尾（2016年）

うち天然種苗

全国計：536千尾

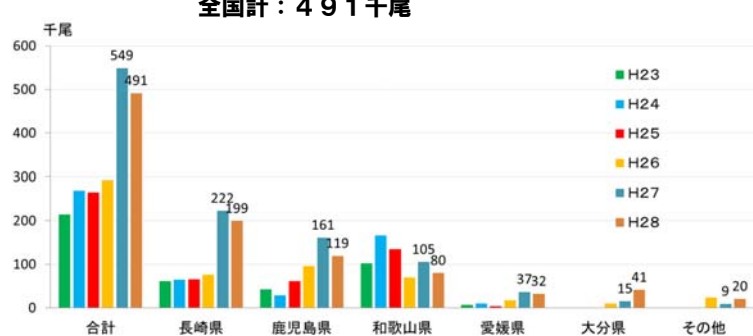


注1: その他とは、佐賀県、熊本県、山口県、沖縄県、大分県、京都府、宮崎県
注2: 「H28」合計値の採捕方法別内訳は、曳き縄283千尾、まき網253千尾

※活込んだ種苗は、数年の養殖期間を経た後に出荷。

うち人工種苗

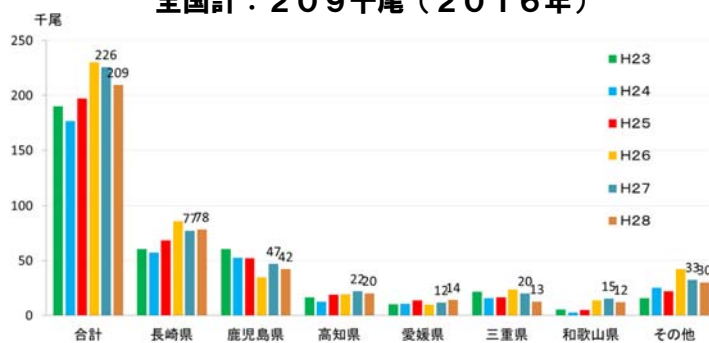
全国計：491千尾



注1: その他とは、沖縄県、宮崎県、高知県
注2: 人工種苗については陸上施設で種苗生産され、海面の養殖場に初めて活け込まれた数であり、養殖用種苗として取引される前に海面の養殖場で死亡するものを含む

○出荷尾数

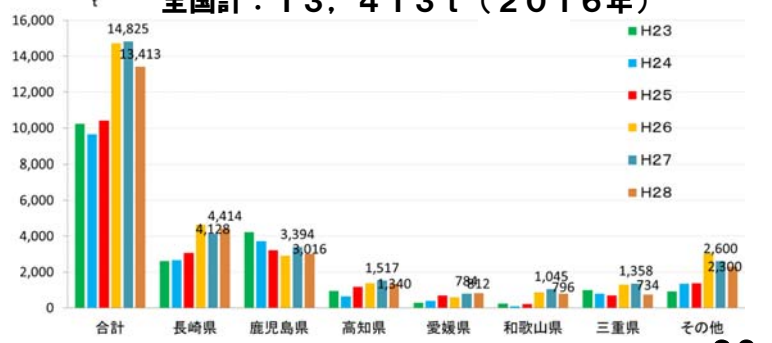
全国計：209千尾（2016年）



注: その他とは、大分県、熊本県、沖縄県、山口県、京都府

○出荷重量

全国計：13,413t（2016年）



注: その他とは、京都府、山口県、愛媛県、熊本県、沖縄県

・各県における定置網の取組み事例①

青森県

○太平洋

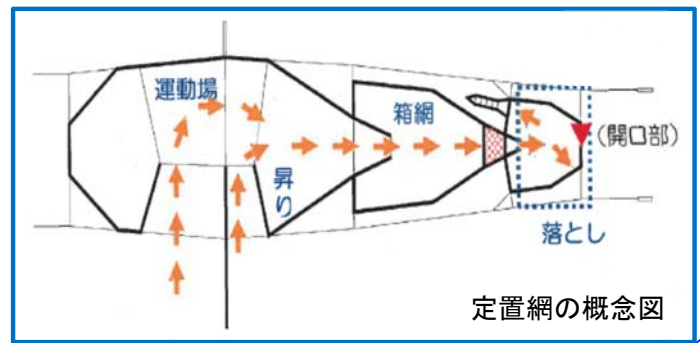
- ・ 生きている個体の放流に取り組み、突発的な漁獲があった場合は網起こしの回数を制限する。
- ・ 上記取組を行ってもなお漁獲が積み上がる時は、追加の休漁日を設けるなどの取組を検討する。
- ・ 太平洋側については、**更に4地区に分け、地区別の漁獲上限を設定**している。
- ・ 平成28年7月～平成29年1月の漁獲状況について、1つの地区が漁獲上限目安を超過したため、同地区漁協には漁獲報告を毎日提出させることとし、漁獲抑制に向けた取組を検討するよう県が指示した。

○日本海

- ・ 漁協に配分された漁獲上限を**さらに個人に振り分けて管理**している。今漁期については、急激に漁獲が積み上がった際に**網口を解放**させるとともに、**7月早々に漁を切上げた**他、秋口の漁獲抑制のために**操業開始を1か月遅らせ**、盛漁期である5、6月に向け枠を残したところである。
- ・ 6、7月に毎日漁獲報告を提出させている。

秋田県

- ・ 30kg未満の個体の放流に取り組み。放流した際は、**写真を残すよう主な経営体へ指導**している。
- ・ 突発的な大量漁獲の可能性がある経営体（1経営体）については、**魚捕部を素早く全開放してクロマグロを逃がすよう漁具の改良を行った**（落としに開口部を設け、通常は結び目を作って閉じているが、大量漁獲時は速やかに解くことが可能である。ただし、現時点において突発的な大量漁獲はなく、全開放した例はない）。



・各県における定置網の取組み事例②

富山県

- ・ **3地区に分け、地区別の漁獲上限を設定**している。

氷見漁協地区(54.1トン)	新湊漁協地区(23.1トン)	その他漁協地区(6.5トン)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月中旬～下旬に、18経営体が網起こしの休止を実施した。 ・ 漁獲上限目安を超えた時点で、今後一定以上の漁獲が継続した場合、協議の上、全経営体が参加して網起こしを休止することを取り決めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月下旬から1月中旬にかけて、輪番で網起こしの休止(各1回)を行った。 ・ 漁獲上限目安を超えた時点で、今後輪番で網起こしを休止する基準(数量及び継続日数)を定めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月9日に漁獲量の多くを占める漁協地区の全4経営体が一斉に網起こしの休止を実施した。 ・ 漁獲上限目安を超えた時点で、今後輪番で網起こしを休止する基準(数量及び継続日数)を定めた。

- ・ 30kg未満の生きている個体の放流に取り組み、休漁相当の措置に可能な範囲で取り組む。

石川県

- ・ 平成29年2月20日に漁獲上限目安の8割に到達し、**休漁の実施を決定**した。
 - ① 1経営体につき100kg以上の漁獲が生じた場合は翌日1か統の網起こしを自粛する。
 - ② 地区全体（6経営体）につき計200kg以上の漁獲が生じた場合は輪番方式で翌日1経営体の網起こしを自粛する。
 - ③ 地区全体（3経営体）につき計200kg以上の漁獲が生じた場合はその日最も多く漁獲した者が翌日1か統の網起こしを自粛する。
- ・ 30kg未満の小型魚の生きている個体の放流に取り組み。

・太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業【平成29年度予算額：30(-)百万円】

定置網漁業は、クロマグロを狙って設置していなくても漁獲が積み上がり、操業を中止せざるを得ないことから、混獲回避・漁獲抑制のための漁具改良等を支援

網起こしの途中で必要に応じてクロマグロを逃がすために

他地域での研究成果

- クロマグロは表層を
ブリは底層を泳ぐ

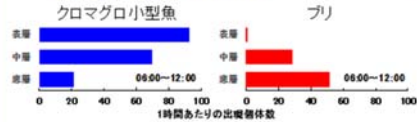


図 クロマグロ小型魚とブリの遊泳層の違い

- クロマグロは網から離れ
ブリは網に接近して泳ぐ

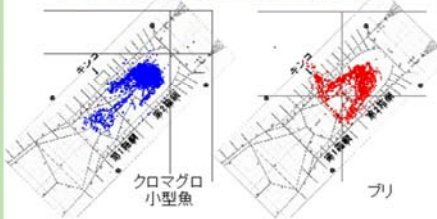


図 クロマグロ小型魚とブリの遊泳経路の違い

平成26年度農林水産省の革新的技術緊急展開事業
「定置網に入網したクロマグロ幼魚の放流技術の開発」成果報告書
(クロマグロ幼魚放流技術開発研究グループ2016)

応用

釜石における取り組み

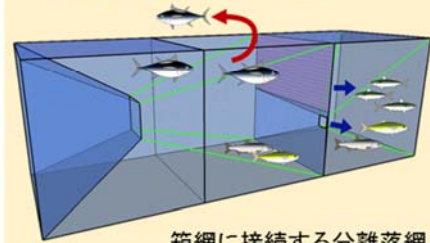
- 網起こしの途中まで
 - ✓ 遊泳層は分かれている
 - ✓ クロマグロは表層を遊泳



平成29年度
太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業
(クロマグロ漁獲抑制対策グループ・未発表)

網起こし中に逃がす方法

- 側網上部を沈めて追い出す
- より確実に 他魚種と
分離する仕組みも導入

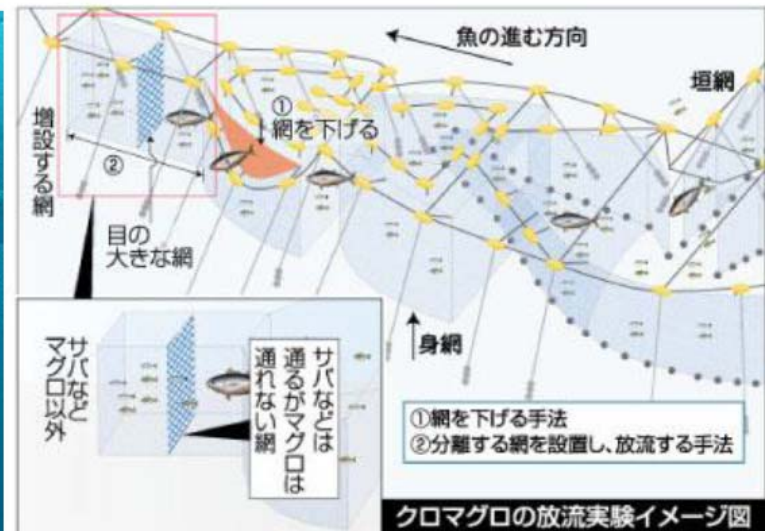
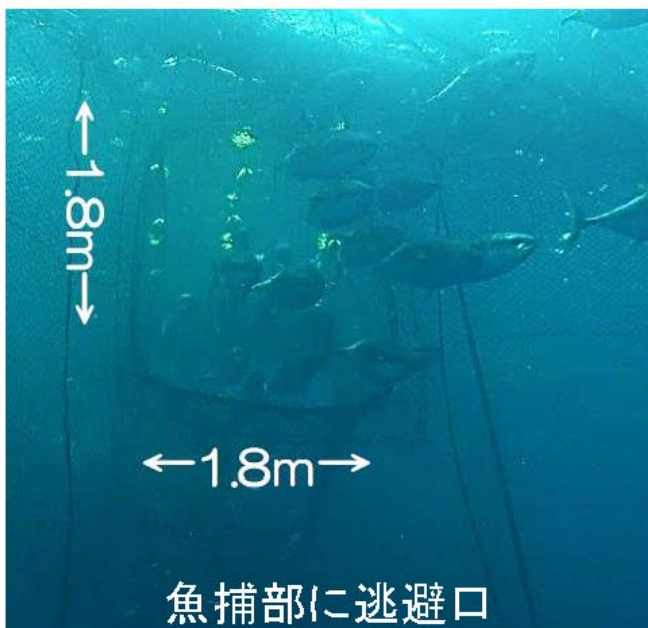


実証試験と改良を重ねています

* 岩手大学、有限会社泉澤水産、日東製網株式会社、岩手県水産技術センター、東京海洋大学、水産研究・教育機構水産工学研究所

漁具改良等により、網揚げせずに漁獲抑制が可能
国際約束の履行 + 地域経済の安定

・定置網に入網したクロマグロの放流技術（先行事例）



分離網

研究グループ
東京海洋大学、水研、株式会社ホリエイ

研究グループ
東京海洋大学、岩手大学、岩手県、泉澤水産

・遊漁への取り組み①

○ 遊漁におけるクロマグロの資源管理について

<基本的な考え方>

遊漁におけるクロマグロの資源管理は、漁業者の操業自粛に歩調を合わせていくこととする。

- ・漁業者への操業自粛要請と同様のタイミングで遊漁者にも釣りを控えていただくよう「理解と協力」を求めていく。
- ・遊漁船業者については都道府県を通じて、プレジャーボートについては対象者が不明確なので都道府県や釣り団体の各HPやTV等の媒体を通じて呼びかけ。

○ 遊漁におけるクロマグロ採捕量調査について

◇遊漁船調査

・平成26年調査結果：各都道府県から提出された採捕量を、それぞれ提出率で逆算した推計値により集計（調査期間 平成26年1月1日～平成26年12月31日）

○全重量：15.6トン（推計値） ○30kg未満重量：6.4トン（推計値）

・平成29年調査：昨年12月に各都道府県に調査を依頼、来年5月に結果をとりまとめ、公表予定（今後、継続的な調査を予定）

◇プレジャーボート調査

- ・母集団や対象者を特定することが難しく、統計的な調査を行うことは困難。
- ・現在のクロマグロの資源状況においては、プレジャーボートによるクロマグロの採捕量は、クロマグロ全体の採捕量に比べて、極めて少ないと考えられる。

・遊漁への取り組み②

○ リーフレットを作成し、漁業者がクロマグロ漁を自粛している間、遊漁者にも自粛の協力を依頼。

○ 各都道府県における操業自粛の状況を取りまとめ、水産庁HPで公表し、随時更新。

クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ 全国の漁業者が取り組んでいる資源管理に、ご協力をお願いします！

なぜ太平洋クロマグロの資源管理をするの？

太平洋クロマグロは、近年、資源が悪い状態が続いています。
「資源の回復のためには、小型魚の漁獲の大幅な削減が必要」と、関係各国の科学者が集まる会議で求められています。これを受け、日本の漁業者は、一本釣り漁業からまき網漁業まで全ての漁法で、「30kg未満の小型魚を2002～2004年平均漁獲実績の半分までしか獲らない」という、厳しい資源管理に取り組んでいます。【沿岸漁業の資源管理】

太平洋クロマグロに関する詳しい情報は水産庁ホームページ内「くろまぐろの部屋」をご覧ください。
http://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro_gyogyou/bluefinkanri.html



沿岸漁業者が取り組む資源管理の概要

都道府県別管理を基本としつつ、漁獲枠が極めて小さくなるなどの場合は、漁船漁業等の広域管理により対応しています。定置網は共同管理を設けています。漁獲量が上限に近づいたら、国や都道府県の指導のもと、漁業者は操業自粛を行います。



遊漁者・遊漁船業者の皆様への協力をお願いします

漁業者が操業を自粛している間は、同じ漁場でのクロマグロを対象とした釣りについては、同様の自粛をお願いします。各都道府県における状況や具体的なお願いの内容は、水産庁や各都道府県のホームページ等で確認してください。

クロマグロを対象とする遊漁船業者の皆様には、遊漁船業の登録をしている各都道府県における具体的なお願いの内容について、当該都道府県から通知があります。もし、他の都道府県の海域で案内を行おうとする場合には、その海域における状況をホームページ等で確認してください。

【水産庁ホームページでの情報発信(例)】

都道府県名	操業自粛の方法	操業自粛開始日
▲▲県	A	H29.●●
▲▲県	B	H29.●●
▲▲県	B	H29.●●
▲▲県	C	H29.●●
▲▲県	D	H29.●●

A：全漁業者が、30kg未満、以上を問わず操業自粛中。クロマグロを対象とした遊漁を控えてください。
B：全漁業者が、30kg未満を対象に操業自粛中。遊漁者は30kg以上のクロマグロを対象とした遊漁は可能ですが、30kg未満がかかった場合にはリリースしてください。
C：一部の漁業者が操業自粛中。A・B以外の形で遊漁者へのお願いを実施していますので、詳しくは都道府県へ確認してください。
A～C共通：クロマグロ以外を目的とした遊漁は可能ですが、万が一30kg未満がかかった場合にはリリースしてください。

漁業者がクロマグロ漁を自粛している間、
遊漁者の皆様にもクロマグロ採捕の自粛につき
ご理解とご協力をお願いします！

平成29年7月 水産庁
【お問い合わせ先】
水産庁漁業調整課沿岸・遊漁室
TEL: 03-3502-8111 (内線6702)

太平洋クロマグロの輸入情報管理

○ 「まぐろ法」に基づき、2010年より国内の流通業者（輸入業者、卸売業者）から韓国産等の太平洋クロマグロの輸入情報を収集する取組みを実施

